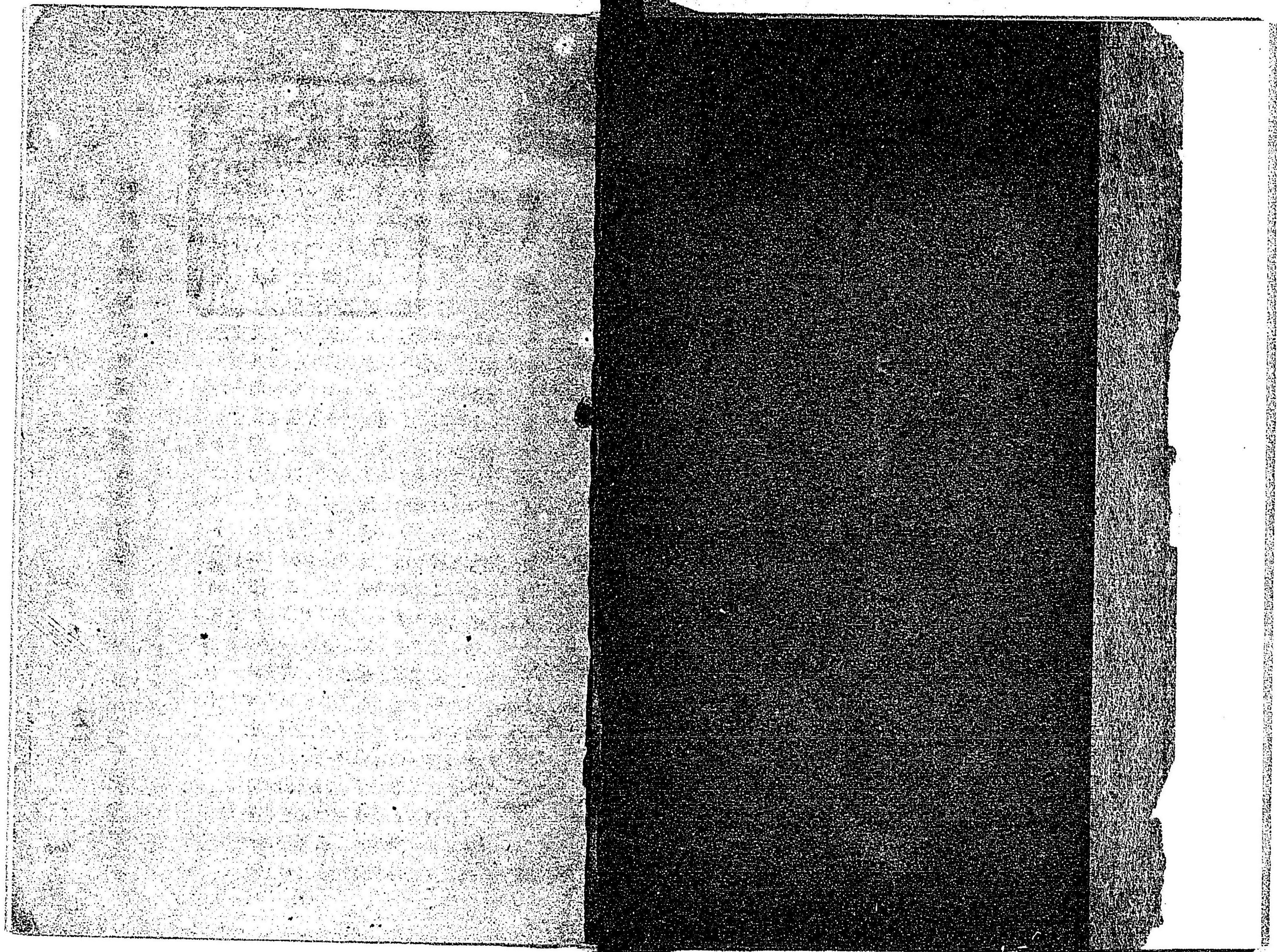
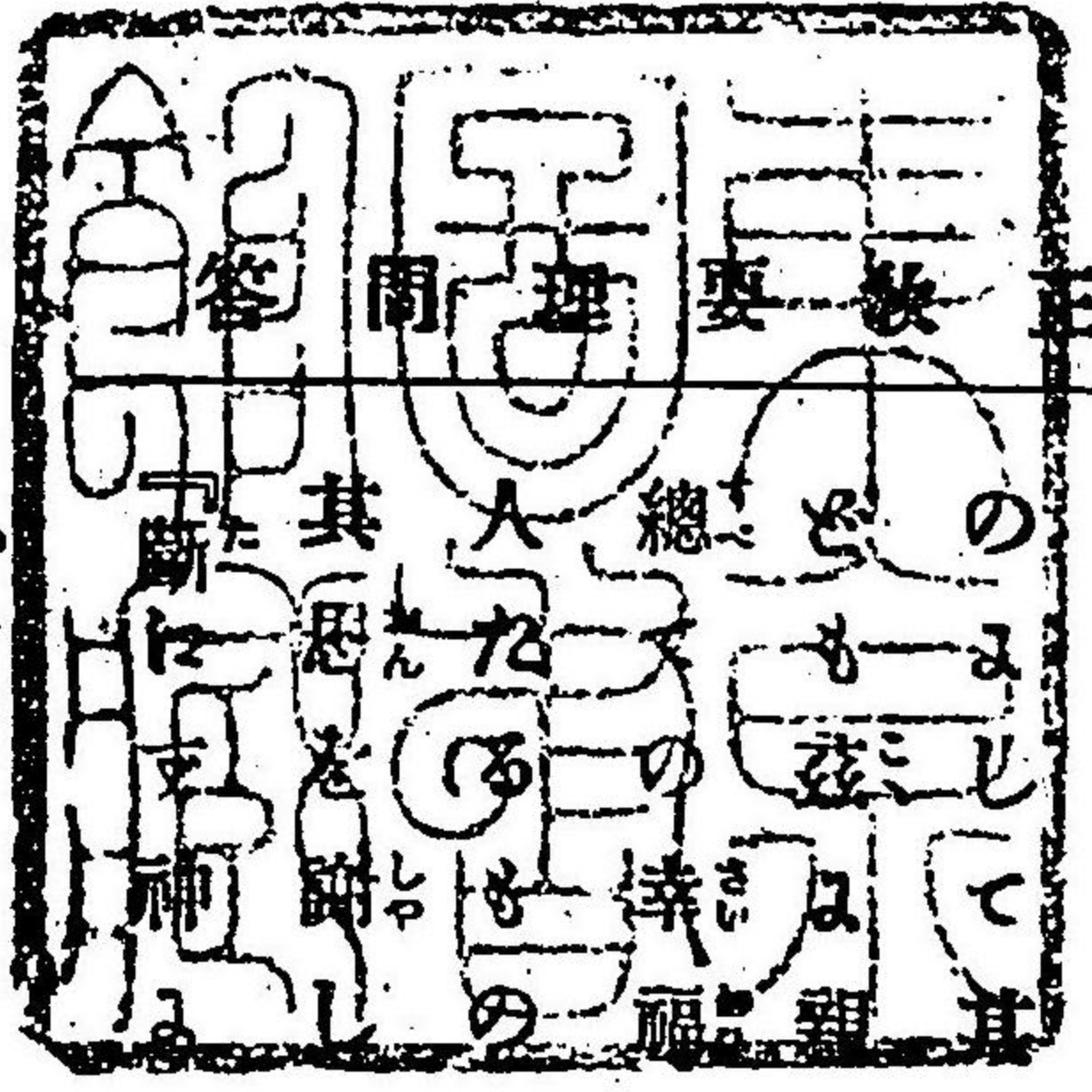


16
19

正教要理問答





緒言

凡そ人として其親を敬ひ尊ばざるものいなし夫れ
 親の我等を生み我等を養ひ我等を衣せ我等を育てたるも
 のよしして其恩の海よりも深く山よりも高さものなり然れ
 ども茲に親よりも猶深く我等を愛し我等を生命を興へ又
 總ての幸福を興ふるものあり是れ即ち神なり去れば凡そ
 人たるもの必ず常に神の徳を崇め
 其恩を謝し又其助を願ひ求めざるべからず約めて言ひ
 断す神に祈るべきものなり』(撒前五〇十七)

小引

問神に祈るとい如何なるおとぞ



正教要理問答

(三)

答神よ祈るとい神の徳を崇め其恩を謝し又其助を願ひ求
むるおとを言ふなり

問我等の如何様よして祈るべきや

答我等の時として心の中のみよて祈るおとあり然れども
我等人間の皆靈魂と肉体より成立つものなるが故又大
概の或る外儀を用ひて祈るを常とす例令ば己が身よ十
字架の記號を爲し又の膝を屈め或の時として深く神を
敬ひ畏るゝの心を現はすが爲め又の深く神の前よ己を
卑下するが爲よ伏して拜する等の類なり

問如何なる時又如何なる處よて祈るべきや

答如何なる時よも亦如何なる處にても祈るべきなり

問然れども如何なる時殊更お祈るべきや

正教要理問答

(三)

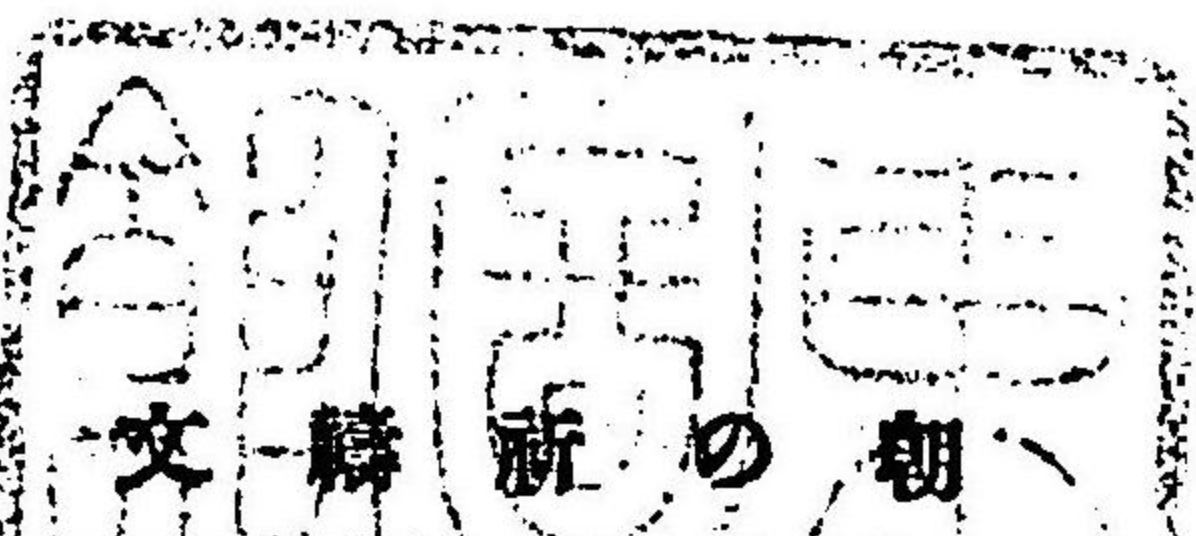
答殊に朝睡眠より醒め起きたる時に祈るべし蓋神が我等
を夜中護り給ひし其恩を謝するが爲め又其日のうち神
の祝福を願ふが爲なり

次よ神の助を願ふが爲めよ其日の業を始むる前よ祈る
べし

又神の恩を謝するが爲に其日の業を終りたる後よも祈
るべし

晝飯を喫する前よ神の祝福を願ひ晝飯を喫し終りた
る後よ神の恩を感謝すべし(勿論朝夕の食前食後にも)

夜に入りての寝る前よ祈るへし蓋神が一日中我等を護
り給ひし恩を感謝するが爲め亦其夜を護り給ふおとを
願ふが爲なり



朝の祈禱文

朝の祈禱文問答

父と子と聖神の名に依るアミン

問 父と子と聖神』とい何を指すや

答 是の聖三者を指すなり我等の信す神の唯一なれども三

位を有つことを即ち第一の位の父第二の位の子第三の

位の聖神なり此唯一として三位なる神は同等の權威恭

敬禮拜を歸す

問 名に依るとい如何なる意なるや

答 恭敬を献ぐ或の光榮を歸すと云ふ意なり

問 アミン』とい如何なる意なるや

正教要理問答

(四)

問 我等の祈る時、當り神の名を唱ふる外、他の名を唱ふる
ことありや

答 我等の祈る時、當り神の名を唱ふる外、至聖至潔なる
童貞女神の母マリヤと諸天使及び諸聖人の名を唱ふる

問 若し我等右の規定に従ひて祈るとき、果て其祈禱の神
は喜び納れらるゝや

答 果て然りと云ふを得ず、若し神を愛し神を畏るゝの心を
懐かず、唯口のみを以て祈るとき、い啻に神の恩は與から
ざるのみならず、反て神の怒は觸るゝのみなり

正教要理問答

(三)

答 實^{じつ}も其^{その}通^{とお}り夫^それも相^あ違^{ちが}なしと云^いふ意^いなり

問 何^{なに}故^ゆに此^{この}祈^{いの}禱^{たう}のうちへ「アミン」と云^いふ語^{ことば}を加^{くわ}へられしや

答

我^{われ}等^らが其^{その}口^{くち}も唱^なふる如^{ごと}く自^{みづか}ら堅^{かた}く信^まざるの意^いを示^しすな

問 何^{なに}時^{とき}我^{われ}等^らハ此^{この}祈^{いの}禱^{たう}を唱^なふべきや

答 此^{この}祈^{いの}禱^{たう}ハ常^{とこ}に善^よき業^{わざ}を爲^なすの前^{まへ}も總^とて唱^なふべし如何^{いか}と

問 我^{われ}等^らハ此^{この}祈^{いの}禱^{たう}又^{また}ハ他^たの祈^{いの}禱^{たう}を唱^なふる時^{とき}も當^{あた}りて如何^{いか}な

答 己^{おのれ}の身^みも十字^{じゅうじ}架^かの記^し號^{ごう}を行^なふべきや

問 十字^{じゅうじ}架^かの記^し號^{ごう}を如何^{いか}様^{やう}にな^なすべきや

答 己^{おのれ}の身^みも十字^{じゅうじ}架^かの記^し號^{ごう}をな^なすべし

朝の祈禱文

(三)

答 十字^{じゅうじ}架^かの記^し號^{ごう}を爲^なすハ右^{みぎ}の手^ての三^{さん}つの指^{ゆび}即^{すなわ}ち拇^{おや}指^{ゆび}食^く

指^{ゆび}中^{ちゆう}指^{ゆび}を伸^のばして一^{いつ}つも合^あせ他^たの殘^{のこ}りし二^につの指^{ゆび}即^{すなわ}ち

無^む名^な指^{ゆび}小^{せう}指^{ゆび}を掌^{てのひら}の方^{ほう}へ屈^かめ斯^かくして其^{その}指^{ゆび}を先^まづ最^{さい}初^{しよ}も

額^{ひたひ}へ當^{あた}て、父^{ちち}と唱^なへ次^{つぎ}も胸^{むね}へ當^{あた}て、「子^こ」と唱^なへ其^{その}次^{つぎ}も右

の肩^{かた}へ當^{あた}て、「聖^{せい}神^{しん}の」と唱^なへ終^{はつ}る左^{ひだり}の肩^{かた}へ當^{あた}て、「名^なに依

るアミン」と唱^なふるなり

問 其^{その}様^{やう}に指^{ゆび}を合^あすハ何^{なに}の表^{あらわ}しなりや

答 先^まづ三^{さん}つの指^{ゆび}を合^あすハ神^{かみ}の唯^{ただ}一^{いつ}なれども三^{さん}位^ゐを有^あつこ

とを示^しすなり又^{また}二^につの指^{ゆび}を掌^{てのひら}の方^{ほう}へ屈^かむハ是^{こゝ}れ神^{かみ}の

子^こなる我^{われ}等^らの救^{すく}主^{しゅ}イ、ス、ハリストスハ神^{かみ}と人^{ひと}との二^に

性^{せい}を有^あつことを示^しすなり而^{しか}して己^{おのれ}の身^みも十字^{じゅうじ}架^かの記^し號^{ごう}を

爲^なすハ是^{こゝ}れ我^{われ}等^らが十字^{じゅうじ}架^かに釘^{くわ}られしイ、ス、ハリスト

(四)

スを信するに依て救はるゝことを示すなり
問何故に額と胸と両肩よて十字架の記號を爲すや
答我等の智識と感情と意志を聖くするが爲なり

○祈禱をなすときは必ず其身に十字架の記號を行ふべし又此十字架の記號を食物飲物衣服及び其他の物品にも行ふべし蓋十字架の記號は神の恩寵を具ふるものなればなり
○若し誰か十字架の記號を輕々しく行ひ或は十字架の記號を行ふふことを耻る者は神に對する信仰を表はさざるものにして斯る人をば「主も亦其聖徒と共に父の光榮をもて來る時之を耻づべし」(可八〇、卅八)

税吏の祈禱

神や我罪人を憐み給へ

問是れ誰の祈禱なりや

答是れ税吏の祈禱なり

(五)

問税吏とい誰や
答税吏とい税を取立つる役人のことなり
問我等は此祈禱を以て神に如何なることを願ひ求むるや
答我等は此祈禱を以て神が我等罪人を憐み我等の罪を赦し我等を其罪の罰より免じ給ふことを願ひ求むるなり
問此祈禱は如何なる場合も唱ふべきや
答此祈禱は常々罪を行ひたる場合も唱ふべし若し罪を行ひたることあるときは直に其罪を後悔して此祈禱を唱ふべし

○救主の曾て此世に在りし頃ユデア人は羅馬の屬國となり羅馬人はユデア人より税を取り立てたり此税を取立つる役人を指して税吏と云へり税吏は重に殘忍酷薄の人々にて無情なる壓制の振舞を爲して貧者を苦めたり之に依てユデア人は税吏を見るるに蛇蝎の如く社會の大罪人とし

て席を共にする者もあらざりき然るゝ或る一人の税吏は終に己の大罪
を認めて痛く己の罪を悔い頭を垂れ胸を推て此祈禱を唱へたり(路十八
〇十至十四)

(六)

神の子イ、ス、ハリストス、ハリストス、捧ぐる祈禱

主イ、ス、ハリストス神の子や爾が至淨の母と諸聖
人の祈禱に因りて我等を憐み給へアミン

問是の誰を捧ぐる祈禱なりや

答神の子イ、ス、ハリストス、捧ぐる祈禱なり

問此祈禱を以て我等の如何なることを主に願ひ求むるや

答我等の此祈禱を以て神が我等を憐み我等の罪を赦し給
ふことを願ひ求むるなり

問イ、ス、ハリストス神の子とい誰を指すや

答イ、ス、ハリストス神の子とい誰を指すや

朝の祈禱文

正教要理問答

答聖三者の第二の位を指すなり

問「至淨の母」とい誰を指すや

答其徳の勝れたるを以て世の救主なる神の子を生むの母

として選ばれたる至潔なる童貞女マリヤを指すなり

問諸聖人とい誰を名づくるや

答諸聖人とい勝れたる信仰と徳行とを以て其生涯を送り

今や天國に在るの人々を名づくるなり例令バ預言者聖

使徒等聖徳者等殉教者等なり

問此祈禱の如何なる時唱へらるゝや

答此祈禱の税吏の祈禱の如く信徒たる者の出来る丈數々

其心よ唱ふべきものなり如何となれば我等の數々罪を

犯すものなれば其罪を赦さるゝことも亦數々祈らざる

(七)

べからず

○此祈禱は略して「主イ、スト、ハリストス神の子や我等を憐み給へ」と唱へらるゝなり或は猶一層畧して「主憐めよ」と唱へらるゝなり

讚美の祈禱

我等の神や光榮の爾は歸し光榮の爾は歸す

問此祈禱の如何なる祈禱なりや

答是の讚美の祈禱なり此祈禱を以て我等の全智全能なる神を讚美し而て次の祈禱の發端を開くなり

○此祈禱は略して「神に光榮を歸す」と唱へらるゝなり斯く略して唱へらるゝは重に何か善き業を終りたる場合なり例令は稽古或は職業を終り或は他より喜ばしき音信を得たる場合等なり

聖神に捧ぐる祈禱

天の王慰る者や眞實の神在らざる所なき者満たざる

所なき者や萬善の寶藏なる者生命を賜ふの主や來て我等の中に居り我等を諸の穢より潔くせよ至善者や我等の靈を救ひ給へ

問是の誰に捧ぐる祈禱なりや

答聖三者の第三の位なる聖神は捧ぐる祈禱なり

問此祈禱の何處より採られしや

答此祈禱の聖使徒等も聖神の降臨せられしを記憶する所の五旬節祭の詠歌より採られたるものなり

問我等の此祈禱に於て聖神に如何なることを願ひ求むる

答聖神の我等も降りて我等を諸の罪より潔め永遠の罰

より救ふことを願ひ求むるなり

問此祈禱の中「王」と云ひれし誰のことなりや

答聖神のおとなり

問何故「聖神を王」と名づけられしや

答聖神の神父神子と同じく天地万物の主宰として全世界

を統べ治むればなり

問何故に聖神を「天の王」と名づけられしや

答聖神の天のみ「限らば何處」も在すなり然れども天の

神の光榮の殊「顯」るゝ處なればなり

問此祈禱のうちに「慰むる者」と云ひれし誰のことなりや

答聖神のことなり

問何故「聖神を慰むる者」と名づけられしや

答聖神の我等の憂愁悲痛を慰むる者なればなり

問「眞實の神」とい誰のことなりや

答「矢張り聖神を指すなり

問何故に聖神を「眞實の神」と名づけられしや

答聖神の我等「眞理を教へ善を勧めて惡を徴らす者なればなり

バなり

問「在らざる處なき者満たざる處なき者」とい如何なる意や

りや

答聖神の何處「も在し又何處」も臨みて我等「現世と來

世の必要あるものを賜ふを云ふなり

問「萬善の寶藏ある者生命を賜ふの主」とい如何なる意なり

や

(十二)

答 聖神の諸善の源よして萬物に生命を與へ殊に我等人間

よ靈の生命を與ふるよとを云ふなり

問 至善者や我等の靈を救ひ給へ」とい如何なる意なりや

答 此語の聖神が我等を罪の罰より救ひ我等を天國に入る

に堪ゆる者と爲さしむることを願ひ求むるなり

○此祈禱は常に他の祈禱より先よ唱へらるゝなり其故は我等が他の祈禱

聖三の祈禱

聖なる神聖なる勇毅聖なる常生の者や我等を憐めよ

(此祈禱は三次唱へらる)

問 是の誰よ捧ぐる祈禱なりや

答 是の聖三者よ捧ぐる祈禱なり而て「聖なる神」とい神父の

ことを名づけ「聖なる勇毅」とい神子のことを名づけ「聖な

る常生の者」とい聖神を名づくるなり

問 何故よ神の子を「勇毅」と名づけられしや

答 如何となれい彼に因て神の能力の顯れたればなり故

に預言者イサイヤも(賽九〇六)前驅イヲアンも(太三〇二)斯く

名づけたり

問 何故よ聖神を「常生なる者」と名づけられしや

答 如何となれい彼の神として萬物よ生命を與へ殊よ我等

の靈に永生を與ふればなり

問 此祈禱の何と名づけらるゝや

答 聖三の祈禱と名づけらるゝ又一名天使の歌と名づけらる

(十三)

問何故に聖三者の祈禱と名づけらるゝや
答如何となれば此祈禱に於て「聖なる」と云ふ語が三度探り返さるればなり

問何故に此祈禱を天使の歌と名づけらるゝや

答此祈禱の斯く名づけらるゝの或時天に於て神の使の歌ひたる讚美の歌より採られしに因るなり

問何時如何にして其事ありしや

答傳て言ふ第五世紀に於て皇帝へオドシイ及び府主教ブルックルの時ギリシヤの國に恐ろしき大地震ありて人家盡く潰れ人々皆難を郊外に避けて地震鎮靜の祈禱を執行せられしが此時不思議にも群衆の中に混り居たる一人の小兒の俄に見えざるの手を以て天に擧げられたり

聖三者讚美の祈禱

之を見たる群衆の驚きて天を見詰め居りしが暫時にして再び復群衆の中は降りたり人々の小兒の傍に群衆集りて如何なることと出逢ひしかを尋ねし小兒の天に於て神の使の群が「聖なる神聖なる勇毅」と歌ひつゝ神を讚美するを聞けりと告げたり是よりして人々の此天使の歌に「我等を憐み給へ」と云へる語を加へ幾度も復して此祈禱を唱へたりしが其後地震の忽ち鎮まりたりと

光榮は父と子と聖神に歸す今も何時も世々にアミン

問此祈禱の誰に捧ぐる祈禱ありや

答是の聖三者を讚美するの祈禱なり

聖三者に捧ぐる祈禱

至聖三者や我等を憐れよ主や我等の罪を潔くせよ主
宰や我等の愆を赦せ聖なる者や臨て我等の病を癒し
給へ悉く爾の名に依る

問是れ誰に捧ぐる祈禱なりや

答聖三者に捧ぐる祈禱なり

問我等の此祈禱に於て如何なることを聖三者に願ひ求む
るや

答我等の先づ最初に聖三者の三位總体を祈禱を捧げ後聖
三者の別々の位に祈禱を捧ぐるなり而て其願ひ求むる
所の各々異なるに雖必竟皆罪の赦さるゝことを願ひ求

るの語なり

問然らば如何なる語が聖三者總体を指し又如何なる語が
聖三者を別々に指すや

答『主聖三者』とい即ち聖三者の三位總体を指し『主』とい聖三
者の第一位なる神父を指し『主宰』とい聖三者の第二位な
る神子を指し『聖なる者』とい聖三者の第三位なる聖神を
指すなり而て『盡く爾の名に依る』と云ふの語に再び聖三
者の三位總体を係り以て神の三位なれども獨一なるこ
とを示すなり

主の祈禱

天に在る我等の父や願は爾の名は聖とせられ爾の國

は來り爾の旨は天に行はるゝ如く地にも行はれた我
が日用の糧を今日我等に與へ給へ我等に債ある者を
我等免そが如く我等の債を免し給へ我等を誘に導か
ず猶我等を凶惡より救ひ給へ蓋國と權能と光榮は爾
に世々歸すアミン

(十八)

問是れ何の祈禱と名づけらるゝや

答主の祈禱と名づけらる

問何故主の祈禱と名づけらるゝや

答我等の主イエス、ハリストスが其使徒に教へ示され使
徒より復我等に傳へられたる祈禱なればなり

問此祈禱と他の祈禱との如何なる差別あるや

答此祈禱は他の祈禱の模範として最も大切なる祈禱なり

故に聖堂の公祈禱の幾度も復さるゝなり

問主の祈禱の幾何と別たるゝや

答九節と別たる即ち呼詞と七つの願求と讚美となり

問先づ最初の呼詞は何と唱へらるゝや

答「天に在す我等の父や」

問「天に在す」との如何なる意なりや

答神は天にのみ在すゝあらず何處にも在すなり併し天の
神の光榮の最も顯るゝ處なるが故に斯く教へられたり
又此語を以て我等の能力無き此世の父に願ひ求むるゝ
非ずして大なる能力を有ら給ふ天の父に願ひ求むるの
意を示すあり故に我等は此祈禱を爲す時は當り此世の

(十九)

おどの恩煩おんわづらひひを棄すて、其智識ちしきと心こゝろ情なさけを専まことら神かみへ向むかくる
おど肝要かんようなり

問我等が獨ひとりよて祈いのる時ときの我等の父ちちと云いはずして我の父
と云いふも妨さまたけなきや

答假令たとひ獨ひとりにて祈いのる時ときと雖いへど矢張やばり我等の父ちちと唱なふべきな
り如何いかとなれば神かみの萬民ばんみんの父ちちにして我等の皆兄弟みな兄弟なり
故ゆゑ己おのれの爲ため願ねがひ求もとむる處ところのおとと亦また他人たにんの爲ためにも願
ひ求もとめざるべからず

問何故なにゆゑ神かみを『父』と名なづくるや

答我等が神かみに於おけるの關係かへりの僕しもべが主人しゅじんに於おける關係かへりの如
く唯ただ恐怖おそ戦慄おそさして仕つかふるよ非あらずして子供こどもが其懐なごかしき
親父おやに於おけるが如ごとく其心こゝろに願ねがふ所ところの何事なにことも打明うちあけて少

しも隔へだてなく至いたて親おやしき關係かへりの間柄まがらなることを示しすな
り

問次つぎ第一だいいちの願ねが求もとむ如何いかに唱なへらるゝや

答『爾なんぢの名なの聖せいとせられ』

問此語このことばを以もつて我等の神かみ如何いかなることを願ねがひ求もとむるや
答我等が言語ことばと善行よきことと生涯しよがいのとを以もつて神かみの光榮ひかりを願ねがひ
を助け給たまふを願ねがひ求もとむるなり

問第二だいにの願ねが求もとむ如何いかに唱なへらるゝや

答『爾なんぢの國くにの來きり』

問此語このことばを以もつて我等の如何いかなることを神かみに願ねがひ求もとむるや
答神の我等を支配し配ばいし又我等が天國てんこくに入るの導う導びを爲なし給たまふ
おどを願ねがひ求もとむるなり

問 神の國どの如何なる處なりや

答 神の國どの我等信者の間に怨恨も分争もなく互に相愛して至て平和なる境遇を指して云ふなり

問 第三の願求の如何も唱へらるゝや

答 爾の旨の天を行はるゝ如く地もも行はれん

問 此語を以て我等の如何なることを神は願ひ求むるや

答 我等の己の願ひ求むることの神の聖旨は適ふや適ひざるやを知らざれば唯だ一切を天に於て萬物を攝理する神の聖旨は任すべきを云ふなり又た一つは天に於て神の使が神の聖旨を行ふが如く其様は我等も亦神の聖旨を行ひ得ることを願ひ求むるなり

問 第四の願求の如何も唱へらるゝや

答 『我が日用の糧を今日我等も與へ給へ』
問 此語を以て我等の如何なることを神は願ひ求むるや
答 此語を以て我等の躰と靈の爲は必要なるものを願ひ求むるなり
問 凡そ躰と靈の爲は如何なるものか必要なるや
答 躰の爲は衣食住なり靈の爲は主の聖体(翰六〇五十五)と其他の機密及び神の語なり
問 何故に唯だ其日丈の糧を求むることを教へられしや
答 我等の將來のことを過度に思ひ煩ふことある神の我等が己を慮るよりも猶一層我等を慮るよきを信して將來のこの唯だ神の聖旨は任すべきを教ふるなり(太六〇廿五廿五)

(二十四)

問第五の願求の如何に唱へらるゝや

答「我等の償ある者を我等免すが如く我等の償を免し給へ」

問此語を以て我等の如何なることを神に願ひ求むるや

答「我等が己に對して行ひし他人の罪を免すが如く神も亦

我等の罪を免し給ふことを願ひ求むるなり

問何故に罪を償と名づくるや

答「我等の神の聖旨を守り行ふべきものなるよ之を行はざ

るは是れ即ち神に償を受けしと同じなればなり

問若し我等が他人の罪を赦さざれば神も亦我等の罪を赦

し給はざるや

答「然り神も我等の罪を赦し給はず去れば我等が神に己の

罪を赦しを願ふとき其心の中は他人を恨むことなく

諸ての人と和きて祈るべきなり(大五〇廿三至廿四全六〇十四

至十五)

問第六の願求の如何に唱へらるゝや

答「我等を誘ふ導かず」

問此語を以て我等の如何なるおとを神に願ひ求むるや

答「我等を罪に誘ふ諸の境合より我等を通して堅く善く立

たしむることを願ひ求むるなり

問第七の願求の如何に唱へらるゝや

答「猶我等を凶惡より救ひ賜へ」

問此語を以て我等の如何なるおとを神に願ひ求むるや

答「我等を此世の不幸災難と殊に悪魔の誘計より遁さしむ

ることを願ひ求むるなり(後章五〇八)

(二十五)

問 終りの讚美の如何を唱へらるゝや

答 蓋國と權能と光榮の稱は世々歸すアメン

問 國と權能と光榮との如何なる意ありや

答 國との神の支配せらるゝ總ての世界を云ひ權能との其

世界を支配する神の權能を云ひ光榮との其世界を顯

るゝ神の光榮を云ふなり

問 何故に此祈禱の終りに讚美の詞を加へらるゝや

答 我等が神に祈禱する時の其願求と共に必ず神を讚美す

べきを指示すなり

イ、ス、ハリストスに捧ぐる祈禱

來れ我等の王神に叩拜せん來れハリストス我等の王

神に叩拜俯伏せん來れハリストス我等の王と神の前に叩拜俯伏せん

問 是の誰に捧ぐる祈禱なりや

答 主イ、ス、ハリストスに捧ぐる祈禱なり

問 此祈禱の如何なる意なるや

答 是の我等の靈と躰と及び總て祈禱する者の心を我等の

主イ、ス、ハリストスに向へて捧ぐる祈禱なり

人を愛する主宰や我覺め起きて爾に趨り附き爾の仁

慈に因て今爾が命せしことを行はんとす爾に祈る何

の時何の事にも我を扶けよ我を凡そ斯の世の惡事と

惡魔の謀より脱し我を救ひて爾が永遠の國に入れ給

へ蓋爾は我と造り我に萬善を備へ與ふるの主として
我が頼は盡く爾にあれば我光榮を爾に歸る今も
何時も世々にアミン

(三七八)

問此祈禱を以て我等の如何なるおとを神よ願ひ求むるや
答我等が睡眠より覺め起きて各々神よ定められたる業を
爲さんとするよ當りて神の扶を願ひ求め又神の我等を
護りて我等を諸の凶事より遁さしむることを願ひ求む
るなり而て終りの讚美の詞を以て結ばる

主や爾は多の慈と廣き恵を以て我爾の僕婢に過ぎ去
り一夜の時を惡敵に惱まされずして度らせ給へり主
宰萬物の造者や爾自ら我に眞の光に照されたる心に

て爾の旨を行はしめ給へ今も何時も世々にアミン
問此祈禱を以て我等の如何あることを神よ願ひ求むるや
答我等の此祈禱よ於て神が我等を護りて安らかよ夜を過
させ給ひしことを感謝し又我等が潔き心を以て常に神
の旨を行ひ得ることの扶を願ひ求むるなり

聖母讚頌の祈禱

生神童貞女や慶べよ恩寵に満みさるマリアや主は
爾と偕にす爾は女の中よて讚美たり爾の胎の果も讚
美たり爾は我等の靈を救ふの主を生めはなり

問此祈禱の誰よ捧ぐる祈禱なりや
答是の至聖なる生神女に捧ぐる祈禱なり

(三十九)

問此祈禱の何より探られしや

答「生神童貞女や慶べよ恩寵よ満たさるゝマリヤや主の爾と偕にす爾の女の中よて讚美たり」の語の神の使が至聖童女マリヤを救主を孕むことの福音を爲したる其語より探られ(路一〇廿八)又「爾の腹の實も讚美たり」の語の聖女エリサベタが聖神に感じて至聖童女マリヤを祝したる語より探られたり(路一〇四十三)而て其他の語の教會の聖師父等が附加したるなり

問「爾の女の中よて讚美たり」どの語の如何なる意なりや
答此語の至聖童女マリヤが神の母として天下萬民を尊恭せられ女の中よて最も榮ある者なることを言ひ顯すなり(路一〇五十八時四十五〇十七)

問至聖童女マリヤの腹の實とい誰あるや
答神の子我等の救主イ、ス、ハリストスなり

聖母讚頌の祈禱

常に福にして全く玷なれ生神女我神の母なる爾を福なりと稱ふるは眞に當れりヘルビムより尊くセラヒムに並びなく榮え貞操を壞らすして神言を生し實の生神女たる爾を崇め讚む

問此祈禱を以て我等の誰を讚美するや

答至聖なる生神女を讚美するなり

問ヘルビムセラヒムとい誰なるや

答ヘルビムセラヒムとい最も尊き神の使を云ふ而て神の

母なる至聖童女マリヤの此神の使にも勝りて猶尊きな

り

問神言どの誰ぞや

答神言どの神の子イ、ス、ハリストスなり

問何故神の子を言と名づくるや

答神の子が言と(輪一〇十四)名づけらるゝの我等が己の思を

語みて言ひ願ひす如く神の子イ、ス、ハリストスも父

なる神の聖旨を明かす啓示せられたればなり

○我等が出来る丈数々生神女に捧ぐべき簡略の祈禱あり即ち左の如し主聖なる生神女や我等を救ひ給へ

守護神使に捧ぐる祈禱

ハリストスの神使我聖なる守護者我靈と体を守る者

朝の祈禱文

や我今日犯せし罪を盡く赦し我を我仇の諸の計より救ひ聊も罪を以て神の怒を招ぐことなからしめ給へ
尙我罪なる當らさる僕婢の爲に祈りて我と至聖三者と我主イ、ス、ハリストスの母と諸聖人の恵と憐れを受くるに堪る者とからしめ給へアミン

問是の誰を捧ぐる祈禱なりや

答守護神使を捧ぐる祈禱なり

問此祈禱を以て我等の如何なることを神に願ひ求むるや
答我等を罪と悪魔より救ひ出し又我等を代りて神に祈ら

んことを願ひ求むるなり

問守護神使どの誰のことぞ

(三十四)

答 守護神使とい無形の靈よして我等が洗禮を受けし時より一生涯の間我等は附添ひて我等の靈を罪より救ひ我等の躰を禍より防ぎ萬事よ於て我等を扶け護る者を云ふ故に此祈禱の中にも靈と体の守護者と名づくるなり

皇帝の爲に捧ぐる祈禱

主や爾の民を救ひ爾の業に福を降せ我皇帝 睦仁に敵に勝たしめ爾の十字架にて爾の住所を護り給へ

問 是の如何なる祈禱なりや

答 是の十字架の讃詞と皇帝及び生國の祈禱なり

問 此祈禱を以て我等の如何なるおとを神よ願ひ求むるや
答 神が我等を諸の不幸艱難より護りて安らかよ此世を渡

らしめ又我等の皇帝に敵を滅し反逆者を平ぐその威力を興へ及び其十字架を以て我等の生涯を覆ひ護るおとを願ひ求むるなり

生者の爲に捧ぐる祈禱

主よ我神父と我父母兄弟姉妹我肉身の親類と首長と恩者と悉くの正教の正教信徒を憐とて救ひ給へ

問 此祈禱を以て我等の如何なることを神よ願ひ求むるや
答 神の我等の父母兄弟親類縁者恩人身上の者及び近親の者よ此世と後の世の幸福即ち無事平安壯健及び永遠の救ひを興へ給ふおとを願ひ求むるなり

死者の爲に捧ぐる祈禱

(三十五)

ハリストスや爾が僕婢我等の祖父母、父母、兄弟の靈を
諸聖人と共に疾も哀も哭も無く唯た永生の在る處に
安んせしめ給へ

(三十二)

問我等ハ此祈禱を以て如何なることを神ニ願ひ求むるや
答我等ハ此祈禱を以て此世を過ぎ去りたる我等の父母兄
弟親屬縁者が諸聖人と共ニ病も哀も哭も無く唯だ終り
無き福樂の在る處ニ安息することを願ひ求むるなり

畫の祈禱文

稽古前の祈禱

至善の主や爾が聖神の恩寵を遣はし我等に靈の力を
賜ふて之を固め給へ我等が授けらるゝの教に心を用

ひ益々成長して爾我造物主の光榮我親の慰み教會と
生國の利益となるを得せしめ給へ

問我等ハ此祈禱を以て如何なることを神ニ願ひ求むるや
答我等が益々學業に進みて神の光榮を願ひす者となり兩
親を慰むる者となり及び教會と生國の利益を爲す者ど
ならんことを願ひ求むるなり

問如何よして我等ハ神の光榮を願ひすことを得るや
答善を行ふてなり

問如何よして兩親を慰むることを得るや
答益々學業ハ進み溫柔なる行爲と從順なる孝養とを以て
なり

問如何よして教會と生國の利益となるを得るや

(三十三)

答 教會の利益となるの我等が怠らず聖堂は指で能く教會の規則を守り聖堂の爲に金を献する等の行を以てなり又生國の利益となるの皇帝は忠を盡し皇帝の爲に祈り皇帝の命に背かき同胞と相愛し相扶くる等の行を以てなり

(三十八)

○稽古前の祈禱の代りに「天の王慰むる者や云」の祈禱を唱ふるも亦可なり

稽古後の祈禱

造物主や爾の恩寵を我等に賜ふて學業に心を用ひさせ給ひしを爾は感謝す我等の首長父母教師等我等を導きて善を知らしむる者に福を降し及び我等に此學業を繼ぐが爲に能力を與へ給へ

問 我等は此祈禱を以て如何なることを神に願ひ求むるや
答 先づ初に神が我等の學業を扶け給ふことを感謝し次は我等に善事を教ふる首長父母教師等に恵を降し又我等に學業を繼ぐが爲に能力と壯健を與へ給ふことを願ひ求むるなり

食前の祈禱

主や衆人の目は爾を望む爾は時に隨て彼等に糧を賜ふ爾の豊ある手を開きて諸の生る者を爾の恵に飽かしむ

問 我等は此祈禱を以て如何なることを神に願ひ求むるや
答 神は我等の飲食物に福を降して我等に壯健を與ふるこ

(三十九)

とを願ひ求むるなり
 問主の『手』どの如何なる意なるや
 答主の手どの我等を恵み給ふ神の慮を示すなり(大六〇廿セ)
 問諸の生る者を爾の恵に飽かしむどの如何なる意なるや
 答神の我等人間のみなならず禽獸蟲魚に至るまで一切の生
 物に恵を與へ給ふことを示すなり

○此食前の祈禱の代りに「主經」を唱ふるも亦可なり

ハリストス我神や爾が地上の福を我等に飽かしめ給
 ひしを爾に感謝す求む爾の天國をも我等に得せしめ
 給へ

問我等の此祈禱は於て如何なることを神に願ひ求むるや

答神が我等に飲食物を飽かしめ給ひしことを感謝し次よ
 天國を得せしめ給ふことを願ひ求むるなり

暮の祈禱文

永遠の神萬物の王我を是の時に至らしめ給ひし主や
 我今日行と言と思にて犯せし所の諸の罪を赦し我賤
 き靈を躰と心の諸の汚より淨め給へ主や我に又是の
 夜の眠を平安に過して我徹れし榻より起き存命の日
 に於て恒に爾の至聖なる名に適ひし事を行ひ我を攻
 る有形無形の仇に勝と得せしめよ主や我を汚を虚さ
 思と邪なる慾より我を救ひ給へ蓋國と權能と光榮は

爾父と子と聖神に歸す今も何時も世々にアミン

問我等の此祈禱は於て如何なることを神に願ひ求むるや

答我等の神に其日を無難に過させ給ひし恵を感謝し及其

日に行ひし諸罪の赦しを願ひ尙又其夜を無難に過させ

給ふことを願ひ求むるなり而て終りて聖三者を讚美す

るの語を以て結ばれたり

問行ふて犯す罪とい何なりや

答竊盜殺人などの類なり

問語ふて犯す罪とい何なりや

答悪口をなし或は猥褻なる唄を歌ふなどの類なり

問思ふて犯す罪とい何なりや

答嫉妬傲慢などの類なり

問躰を潰すものとい何なりや

答奢恣暴飲暴食などの類なり

問靈を潰すものとい何なりや

答遺恨憎悪などの類なり

問靈と躰の敵とい何を指すや

答躰の敵とい我等を惑ひし我等を罪に誘ふもの及び我等

の心を迷ひしひるものを云ひ靈の敵とい總て靈の慾即

ち嫉妬矜傲などの類殊に悪魔を云ふあり

主我神や爾は仁慈にして人を愛するに因り我是日に

於て言と行と思ひて犯せし事を赦し平安にして乱れ

ざる眠を我に賜ひ我を諸の禍より覆ひ護る守護神使

(四十四)

を遣し給へ蓋爾は我等の靈と体の守護者たり我等爾
 父と子と聖神に光榮を歸す今も何時も世々にアミン
 問我等の此祈禱よ於て如何なることを神よ願ひ求むるや
 答神の我等の罪を赦し我等よ安らかなる眠りを與へ又我
 等を諸の禍より護る守護神使を遣ひし給ふことを祈る
 なり而て此祈禱の聖三者を讚美するの詞を以て終らる
 べし

十字架讚頌

主や尊くして生を施す爾が十字架の力よて我を衛り
 我を諸の惡より扞ぎ給へ

問此祈禱の何時唱ふべきや

答我等が眠りよ就く前に己が胸よ懸たる十字架よ接吻し
 又己の身と臥床よ十字架の記號を爲して此祈禱を唱ふ
 べし

第五十聖詠

神や爾の大なる憐み因て我を憐み爾が惠の多きよ因
 て我の不法を抹し給へ屢我を我が不法より洗ひ我を
 我が罪より清め給へ蓋し我は我が不法を知る我の罪
 は常に我が前よ在り我は爾獨爾よ罪を犯し惡を爾の
 目の前に行へり爾は爾の審斷に義にして爾の裁判に
 公あり夫れ我は不法よ於て生まれ我が母は罪よ於て
 我を生めり夫れ爾は心に眞實のあるを愛し我が衷に

(四十五)

於て智慧を我れに顯せり「イソプ」を以て我れに洗けよ然
 せば我れ潔くあらん我を滌へよ然せば我れ雪より白
 くならん我れ喜と樂とを聞かじ給へよ然せば爾は折
 れし骨は欣ばん爾の顔を我が罪より避け我が盡くの
 不法を抹し給へ神や清潔き心を我れに造り正直き靈
 を我の衷に改め給へ我を爾の顔より逐ふこと勿れ爾
 の聖神を我より取上ること勿れ爾が救ひの喜を我れ
 に還し主宰たるの神を以て我を固め給へ我れ不法の
 者に爾の道を教へん不虔の者は爾に歸らんとす神や
 我が救ひの神や我を血より救ひ給へ然せば我が舌は

爾の義を讚揚けん主や我が唇を啓けよ然せば我が口
 は爾の讚美を揚げんとす蓋し爾は祭を欲せず欲をれ
 は我れ之を献らん爾は燔祭を喜ばせ神は喜はるゝの
 祭の痛悔の靈なり痛悔して謙遜なるの心は神や爾輕
 ト給はず主や爾の恵に因て恩をシオンに垂れイエル
 サリムの城垣を建て給へ其の時に爾義の祭献物と燔
 祭と喜び饗けん其の時に人々爾の祭壇に積を奠へん
 とす

問あひの聖詠の何時何人が作りものなるや
 答この聖詠の聖預言者ダウト王の作ふて聖王が嘗て敬虔
 なるウリヤを殺して其妻ウールサウエヤを取りし大罪を改

正教要理問答

(四十八)

悔せしときよの聖詠を作りしなり

問何故この聖詠の痛悔の祈りと稱せらるゝや

答これ此聖詠の罪を犯せしことを深く悔いその罪の赦し

と神の恩恵とを熱心と祈り求むるの心を現すが故なり

されば我儕罪人の常にこの聖詠を誦して罪の赦しを願

ふべきなり

問神や爾の大なる憐れに依りて云々以下の言の何事を神よ

願ふの祈禱なるや

答この言よて神が特別なる其の仁慈に依りて我儕の罪を

赦し給はん事を神に願ふなり

問蓋我の我が不法を知る我の罪の我前よ在り云々の言の

何を意味するや

答これ我儕が能く己れを省み我儕の良心を苦むる罪を認

め知ることなり

問爾の爾の審断よ義よして爾の裁判よ公なり」との何の意

味ぞや

答これ我儕の神の前に多くの罪を行ふものなるよ神の常

よ公義よましませば其我儕を審判し給ふも定めて嚴重

なることを意味するなり

問我の不法よ於て姪まれ我母の罪よ於て我を生めり」との

何の意味ぞや

答この言よて我儕の生れながら罪惡よ傾くの性質あるこ

とを述べて罪の赦すを願ふ意なり

問我が衷よ於て智慧を我に願せり」との何の意ぞや

(四十九)

第五十聖詠

答これ神が眞の教と人々が天國を得るの道とを我儕の心
あし給ふことなり

問「イソブを以て我は洗げよ云々」の言のいかなる意味なる
や

答これ神が恩寵を降し給ふて我儕の罪を深くせられん
とを願ふなり

問「折られし骨の悦いん」とい何の意味ぞや

答これ罪の唯り人の靈を傷むるのみならず人の骨肉を害
するものなれば初より罪の赦すを得れば良心の安きを
覺ゆるのみならず肉体の骨の傷も直りて恰も悦ふが如
くならんとの意なり

問「我を爾の顔より隠ふこと勿れ」とい何の意味ぞや

答神の我儕を遠かるゝことなく常に我儕を護り給へと云
ふ意味なり

問「主宰たるの神を以て我を固め給へ」とい何ぞや

答これ神が聖神の能力を以て彼儕を善徳に堅め給へんこ
とを願ふなり

問「我不法の者よ云々」とい何ぞや

答これ我儕が聖王ダウイトの例よ法りて神より罪の赦免を
得たるを感謝せんがため不法なる人々よ神の道を教へ
て神よ歸せしめん事を約するなり

問「我を血より救ひ給へ云々」とい何の意味ぞや

答これ聖ダウイト王がウリヤを殺したる血を指して我儕が
かゝる残酷なる罪に陥らざらんことを願ふなり

(五十二)

問「爾の燔祭を喜ばず」とい何ぞや

答これ神の人々の献する燔祭を喜び給ふも更ニ御旨に應
いせ給ふの心の祭即ち痛悔と善行美德なることを云ふ
ものなり

問「爾の恵は因て恩をシオンに垂れ云々」とい何の意味ぞや

答これダウトがイエルサラム城並ニオウデヤ人のためニ
罪の赦すを願ひたる言ふして聖王の願の心を以て
聖殿を建立せり

問「爾の祭献物と燔祭を云々」とい何ぞや

答これ神は献する祭物の種類を示すものなり
問以上の朝夕の祈禱の外ニ平常信徒の心得べき教の何ぞ
や

答この外ニ信徒が毎日讀みて一時も忘るべからざるもの
あり教會の十二端の信經並ニ十戒これなり

(五十三)

信經問答

(五十四)

正教要理問答

問 信經といふ何なりや
 答 信經といふ我等信者の必き信すべき箇條を分り易く約め
 て言ひ顯しせるものなり
 問 信經と云ふ語の如何なる意なりや
 答 信經といふ語短き信仰の箇條と云ふことなり
 問 如何なるおとを信經よの言ひ顯しるゝや
 答 神の事神の子が人の跡を取りし事苦を受け
 し事死せし事復活し事天よ昇りし事此世よ再度降臨
 の事聖神の事教會の事機密の事死者の復生の事來世の
 生命の事を言ひ顯しるゝなり

信經

問 誰が信經を組織せしや
 答 第一第二の全地公會の諸師父なり
 問 全地公會といふ何なりや
 答 ハリストスの教の眞理を固むるが爲よ全世界より集り
 たる牧師教師の公會なり
 問 斯る公會の幾何ありしや
 答 七つありたり而て第一と第二の公會(第一の降生後三百
 廿五年ニケヤと開かれ第二の降生後三百八十二年コン
 スタンチノールと開かれたり)於て信經を組織せら
 れたり
 問 其信經の如何と唱へらるゝや
 答 一我信を一の神父全能者天と地見ゆると見えざる萬物

(五十五)

を造りし主を
 二又信す一の主イ、ス、ハリストス神の獨生の子萬世
 の前よ父より生れ光よりの光眞の神よりの眞の神生
 れし者よて造られしよあらず父と一体よして萬物彼
 よ造られ
 三我等人々の爲又我等の救ひの爲よ天より降り聖神及
 び童貞女マリヤより身を取り人となり
 四我等の爲よポンテイピラトの時十字架よ釘うたれ苦
 を受け葬られ
 五第三日お聖書よ應ふて復活し
 六天よ升り父の右よ座し
 七光榮を顯して生ける者と死せし者を審判する爲に還

來り其國終りなからんを
 八又信す聖神主生を施す者父より出で父及び子と共に
 拜まれ讚められ預言者を以て嘗て言ひしを
 九又信す一の聖なる公なる使徒の教會を
 十我認む一の洗禮以て罪の赦しを得るを
 十一我望む死者の復活
 十二並よ來世の生命をアミン
 問信經ハ幾何の箇條よ別るや
 答十二の箇條よ別たる
 問信經の第一ケ條ハ如何よ唱へらるや
 答「我信す一の神父全能者天と地見ゆると見えざる萬物を
 造りし主を」

正教要理問答

問此第一ケ條よの如何なるおとを言ひ願ひさるゝや
 答聖三者の第一位なる神父のことを言ひ願ひさるゝや
 問何如よ神父のことを言ひ願ひさるゝや
 答其本体に於て獨一なる神父の全能者よして見ゆると見えざる一切萬物の造主なることを言ひ願ひさるゝや
 問神どの如何なるものなりや
 答神の靈なり即ち神の形骸無きものよして我等が見ることとも亦其躰を想像することとも出来ざるものなり
 問若し神の形骸無き靈ならば何故聖書よの神の手足耳目などのことを載するや
 答聖書よ斯く記さるゝ人の躰のよとに擬へて神の靈なる行為を解し易からしむる爲なり例令ば神の眼どの其

信問答

全知なるおとを示し神の手どの其全能なることを示すの類なり
 問若し神の靈ならん如何なる方法を以て其聖旨を人々よ告げ知らせたるや
 答神の其聖旨を種々の方法を以て人々よ告げ知らせたり例令ば神の人の形を以て願ひれ(アウラムよ三人の旗人の姿よて現ひれヤコフよの識らさる人の姿よて現ひれ圖ひたり)或の火焰と喇叭の聲の中よ現ひれ(シナイ山に於て法律を民よ授くる時)或の見ぬざる姿よて語を交へ(モイセイよ)或の夢よ現ひれて宣託を告したり(メソポ
 タミヤよてヤコフよ)此種々の顯現を象て聖像にも神の姿を種々よ畫かるゝなり

問其外の神の性質の何々なりや

答神の「永在」なり即ち神の會て在らざりし時なく又無らんとする時もあく今迄も常より在り今も在り後にも限りなく在るなり

次「全能」なり即ち神の其聖旨のまゝに萬事を成すの能力を備へ給ふなり

次「遍在」なり即ち神の天も在り地にも在り家も在り水も在り火も在りて其在らざる處なければなり

次「全知」なり即ち神の見ざる處なく知らざる處なく天のことも知り地のおとも知り雷だ我等の外の行為のみならず内の思慮願望をも明かす知るなり

次「至善」なり即ち神の其善なる聖旨を以て福樂を得せ

しめんが爲に我等人間を造り又我等の願望を納れて我等に恵を與へらるゝを以てなり

次「公義」なり即ち神の善を賞して惡を罰し貴賤と貧富

とを拘らば公平に賞罰を行ふなり

次「不變」なり即ち神の本性の何時も變ることなく昔も

今も後も常と同様なり

次「至福」なり即ち神の萬福の源にして是を他より受く

るは非ず反て是を萬物に授け凡の福祉皆神より出でざるのみなり

問何故に信經の「唯神を信すと云ひしして『獨一』の」と云へ

る語を加へられしや

答神の其本体に於て獨一なることの眞理を明かす示して

正教要理問答

多神を信する邪なる教を斥くるが爲なり

問 信經に『父』と云われし如何なる真理を顯はすや

答 本体に於て獨一なる神の位に於て三つなることの真理を顯はすなり

問 其位どの何々なりや

答 第一の位を父と云ひ第二の位を子と云ひ第三の位を聖神と云ふ而て此三の位の唯獨一の神なり故に獨一の神を或の聖三者と名づくるなり

問 此聖三者の中孰れも尊き卑きの區別ありや

答 孰れも尊き卑きの區別なく總て同等なり故に神父の眞實の神として神たる凡ての本性を具へ神子も亦眞實の神にして神たる凡ての本性を具へ聖神も亦此の如し然

れども神の三つなるも非せ矢張り獨一なり

問 神の三位の間如何なる相互の違あるや

答 神父の位に其他の位より生るゝおとなく亦出づるおとなし神子の位に永遠に神父より生れ聖神の位に永遠に神父より出づるなり

問 神父の如何なる姿にて聖像を象らるゝや

答 老人の姿を象らる如何となれば昔の聖人が其様なる姿にて神父の顯現れたるを見たる故なり(但七〇十一)

問 何故に信經に神を『全能者』と名づくるや

答 神の其聖旨と能力とを以て世界萬物を攝理するが故なり

問 何故に神の『萬物を造りし主』と名づけらるゝや

信經

凡ての見ゆると見えざる萬物を造り給ひたればなり

問「見ゆる物」とい如何なるものなりや

答凡て我等が眼みて見るを得るもの即ち天地山海人類禽

獸草木の類なり

問「見えざるもの」とい如何なるものなりや

答無形の世界即ち神の使等なり

問如何なる順序を以て神の世界を造りしや

答凡ての物の先は神の使を造り其後無組織の原質を造り此無組織の原質より六日の間は天地萬物を造り給へり而て人間の其世界創造の最も終りなる六日目より造られたり

問神の使とい如何なるものなりや

答形體なき見えざるの靈よして其性質の畧我等の靈よ等

しきものなり而て我等と同じく智情意を具ふれども唯

だ我等より異なる處は我等よりも完全な者よして我等より

りも多くの事を識り又我等より勝りたる能力を有つなり

問何の爲に神の使に造られたるや

答神の使の造られしに其造主の光榮を讚美する爲め又我

等人間の救済を務むるが爲なり

問神の使に幾品も別たるや

答三品も別たる即ち第一品のセラヒム、ヘルビム、寶座、第二

品の主制能力、權柄、第三品の首領神使、長神使、なり

問守護神使とい何を指すや

答我等が洗禮を領けたる時より斷之を我等より附添ひて我

等を諸悪より護り永遠の生命に導く神の使を云ふ

問神の使の如何なる姿に象らるゝや

答羽翼を具へたる少年の姿に象らる是れ神の使が何處へ

至るも自由自在にして神の命を行ふの至て迅速なるを

示すなり

問神の使の總て聖且つ善なるや

答否悪しき者もあるなり是等の悪魔と名けらる

問神の使と悪魔との如何なる相違あるや

答其体に於ての孰れも形骸よく見えざるの靈にして共

智情意を具ふる者なれども神の使の神の命に從ひて人

間の救済を扶け悪魔の神の命に從はずして反て人間の

救済を害する者なり

正教要理問答

信

經

問信經の第二ケ條の如何に唱へらるゝや

答又信を一の主イ、ス、ハリストス神の獨生の子萬世の

前に父より生れ光よりの光眞の神よりの眞の神生れし

者ふて造られしにあらす父と一体にして萬物彼に造ら

れ

問此第二ケ條の如何なることを言ひ顯はさるゝや

答聖三者の第二位なる神の子イ、ス、ハリストスのこと

を言ひ顯はさる

問如何に神子のことを言ひ顯はさるゝや

答彼の神父の獨一子にして萬世の前は神父より生れ光よ

り出し光眞の神より出てし眞の神造られたるに非ず生

れたる者神父と一体にして萬物皆彼よて造られしとを

言ひ顯ひさる

問 何故に神の子イ、ハリストスの信經に於て主と名

けらるゝや

答 神父の眞の神なるが如く神の子も亦眞の神なることを

示すが爲かり蓋主と云ふの名の神と云ふの名と同じな

ればなり

問 イ、ハリストスと云ふの名の如何なる意なるや

答 世を救ふ者と云ふ意なり

問 何故に神の子の救主と名づけらるゝや

答 我等を救ふが爲に世に降り我等に天國の門を開き給ひ

たればなり

問 ハリストスと云ふの名の如何なる意なるや

答 膏を傳けられたる者と云ふの意なり

問 何故に神の子の膏を傳けられしものと云はるゝや

答 彼の其人性に於て深く聖神の恩恵を滿たさるゝが故な

問 神の子の外に膏を傳けらし者と云はるゝ者の無きや

答 昔時エウレイの民の中に國王司祭長預言者など皆

膏を傳けられし者と名づけられたり而て我等の主イ、

ス、ハリストスの最も尊く此三職を兼有つ即ち彼の王

たり祭司長たり預言者たるなり

問 何故に神の子の獨生子の子と名づけらるゝや

答 彼の永遠に神父の本性より生るゝ獨の子なるを以てな

正教要理問答

(七十)

づくれども神の本性的の子よのあらず唯だ神の優渥ある
恩寵に依りて神の子と名づけらるゝなり

問 神の子の何時神父より生れしや

答 萬世の先り生れたり即ち神父の永遠に在すが如く彼も

亦永遠に在すなり

問 何故に神の子の父と一體なる者と名づけらるゝや

答 神の子の神父と一体にして彼と父と同一なればなり(論

十の世)

問 萬物彼に造られどい如何なる意味なるや

答 萬物皆神の子に依りて造られたるを云ふなり

問 信經の第三ケ條の如何に唱へらるゝや

答 我等の人々の爲め又我等の救の爲に天より降り降り聖神及び

信經

童貞女マリヤより身を取り人となり

問 此第三ケ條に於てい如何なることを言ひ顯はさるゝや

答 神の子が人躰を取りしことを言ひ顯はさる

問 神の子の如何様にして人躰を取られしや

答 天より降り降り聖神の能力に因りて處女マリヤより人躰を取

り我等の如く至き人となりたり(罪なきの外)然れども神

たるを失ひしにあらす

問 如何なる場合の時神の子の處女より生れしや

答 ロマの皇帝アウグストの時天下の戸籍を査る詔命出で

ければユデヤの民の皆戸籍を登るが爲に各其故郷に歸

りたり處女マリヤ聘定の夫イヲシフも戸籍を登るが爲

に其故郷あるピフレムの邑に至りしが何れの家も充滿

(七十一)

りて宿るべき家なかりければ雨天の日に羊を逐ひ入る

りて洞穴の中よ夜を明しけり其夜此洞穴の中よて我等の

主イエスハリストスハ生れ給へり

問正教會の至聖童貞女マリヤの處女たりしことよ就て如

何よ教へらるゝや

答童貞女マリヤハ我等の主イエスハリストスを生むの

前も生むの時も生みし後も處女なりしことを教ゆるな

問至聖童貞女マリヤハ捧ぐる最も大切なる祈禱何なり

答聖童貞女や喜べよ云々「常」福として云々の祈禱あり

問信經の第四ケ條の如何に唱へらるゝや

答「我等の爲よポンタイピラトの時十字架よ釘うたれ苦を

受け葬られ」

問此第四ケ條よ如何なることを言ひ顯はさるゝや

答我等の主イエスハリストスの十字架よ釘られし事苦

みし事葬られし事を言ひ顯はさる

問何故に彼の苦みて死せしや

答彼の罪なく亦罪を犯さる者なれども唯我等の身代り

となりて我等を罪より救ひ贖ふが爲よ苦みて死し給へ

問イエスハリストスの神よして如何よ苦み死すること

を得るや

答彼の神性に於て死したるよ非人性を於て死したる

正教要理問答

なり其神性に至りての固より苦を受くることも死することもなきなり

(七十四)

問 イ、ス、ハリストスの如何なる重き苦を受けられしや

答 多くの悪人等の種々の手段を以て彼を嘲り罵り彼の頭

よ棘の冕を冠らしめ彼を二人の盜賊の間よ立て、十字

架よ釘たり

問 何人が何處よイ、ス、の屍を葬りしや

答 アリマヘヤのイオシフと云へる富る義き人ありて己の

所有する新らしき墓にイ、ス、の屍を藏めたり然るよ

祭司長等のピラトよ求めて墓の石よ封印し番兵を遣り

して嚴重に警固したり

問 我等のイ、ス、ハリストスの釘られし救ひの十字架あ

於ける信仰を如何よ表すべきや

答 祈禱の時其他の場合の時己の身よ十字架の記號をなし

て其信仰を表すべきあり

問 信經の第五ヶ條の如何よ唱へらるゝや

答 第三日よ聖書に應ふて復活し

問 此第五ヶ條に如何なることを言ひ願ひさるゝや

答 イ、ス、ハリストスの死より復活しことを言ひ願ひ

さる

問 彼の如何様に復活ししや

答 死後三日目の黎明よ(即ち日曜日)大なる地震ありて神の

使の墓の門より石を轉ばし其上に坐す其時イ、ス、ハ

リストスの神たるの光榮を顯ひして復活れり墓を守り

(七十五)

信經

し番兵等の懼れ戰きて死したる者の如く倒れ後走りて凡て有りしおとを祭司長等も告げしよ彼等の兵卒も金子を與へて其弟子等がひそかよイ、ス、の屍を竊みし如くよ吹應せしめたり

問 イ、ス、ハリストスの外も死より復活りたる者ありや
答 復活りし者あり例令ば舊約に於て豫言者イサイヤハサレブタの宴歸の子を復活らせ新約に於てイ、ス、ハリストスハラザル其他の人々を復活らしめたり然れども主イ、ス、ハリストスの他の復活りし者の如く外の者の方よ依て復活りしよ非き自ら神の能力を以て復活りしなり

問 何故よ信經よ「聖書よ應ふて」と云ふの語を加へられし

や

答 主イ、ス、ハリストスの數百年前も預言者等が其苦の

事死の事復活の事を預言せしが如く實も死して復活しを證明すが爲めなり(イ、ス、ハリストスの苦を受くる豫言は賽八十章復活の豫言は詩十五〇七)而て預言者イオナが三日の間鯨の腹に在りしことい主が三日の間墓に在りしことの

預象なり

問 信經の第六ヶ條の如何よ唱へらるゝや

答 天に升り父の右よ坐し

問 此第六ヶ條の如何なることを言ひ願ひなるゝや

答 イ、ス、ハリストスの天よ升りしことを言ひ願ひなる

問 如何様よ彼れ天よ升りしや

正教要理問答

(七十八)

答主の復活し後四十日に使徒等とイエルサリムより
エレオン山に導き手を擧て彼等を祝し祝する時彼等を
離れ天に擧らる雲を接て見えさらしめたり使徒等
の驚きて天を仰ぎ視たりし白衣を着たる二人の人あ
りて傍に立ち言ひける爾曹を離れて天に擧られし此
イ、ス、の爾曹が彼の天に升るを見たる其如く亦來た
らんと彼等おれを拜して甚く喜びイエルサリムに歸り
たり

問「父の右に坐し」とい如何なる意なるや

答神の子イ、ス、ハリストスの神父と同等の能力と光榮
を有つことを示すなり
問信經の第七ヶ條に如何に唱へらるゝや

信

答「光榮を顯はして生ける者と死せし者を審判する爲に還
來り其國終りなからんを」

問此第七ヶ條に如何なることを言ひ顯はさるゝや
答イ、ス、ハリストスの此世に再び臨み給ふ事公審判の
事及び永遠の國の事を言ひ顯はさる

問イ、ス、ハリストスが此世に再び臨み給ふ時の前此
世に在りし時と同じきや

答大に異れり前よの我等を罪と死より救ふが爲に最も卑
賤き身分を以て世に降りたれども再び世に臨むの時の
萬民を審判くが爲に神たるの光榮を顯はして來らるゝ
なり

經

問彼の悉くの人を審判かるゝや

(七十九)

正教要理問答

(八十一)

答 生ける者と死せる者を悉く審判かるゝなり而て死せる者の其時又至りて復活らるゝなり

問 如何様な審判かるゝや

答 人々其身に覺ある凡ての罪を白狀し留は行のみならず凡ての思と望までも神の使と萬民の前は露出さるゝなり

問 イ、ス、ハリストスハ人々を審判する爲に何時來らるゝや

答 其事ハ人間のみならず神の使も亦知らず之を知るは唯だ神のみなり故に我等ハ常に警醒して其用意を爲さるべからむ(太廿五〇十三)

問 イ、ス、ハリストスが此世は再び臨み給ふ時に先立ち

てハリストスの信者の爲に如何なる災あるや

答 此世はアンタハリストの現れるゝことなりアンタハリストはハリストスの敵にしてハリストスの信徒は害を與ふることのみを務むる者なり然れども終は最も恐ろしき苦を受けて自滅すべし

問 其國終りなからんをどの如何なる國を指すや

答 公審判の後來らんとする永遠は光榮ゆる國を云ふなり

問 信經の第八條の如何に唱へらるゝや

答 又信す聖神を生を施す者父より出で父及び子と共に拜まれ讃られ預言者を以て嘗て言ひしを

問 第八條の如何なることを言ひ願はるゝや

答 聖三者の第三位なる聖神のことを言ひ願はるゝ

(八十二)

信

經

正教要理問答

問 如何様に聖神のことを言ひ顯あらわはさるゝや
 答 彼の生命いのちを施たますの主しゅとして神父より出で父と子と共に
 同等どうとうよよ拜まつまれまれれ嘗かつて預言者等よ啓示けいしを與あへたる者なるこ
 とを言ひ顯あらわはさる
 問 何故なにが聖神せいじんの生命いのちを施たます者と名けらるゝや
 答 彼の萬物ばんぶつも生命いのちを與あへ殊ことに人間にんげんに靈たましひの生命いのちを與あふれば
 なり
 問 父より出でい如何なる意こころなるや
 答 此語このことばを以て聖神せいじんの聖三者せいさんしやうの他の位このほかにと異なることを示すな
 り即ち聖神せいじんの特別とくべつなる性質せいしやうの我等われらの主しゅイ、ス、ハリス
 トスが「真理まことの靈たましひの父より出づ」(論十五〇二十六)と云われし
 如く彼の神父より出づるが故なり

信

經

問 預言者よげんしやを以て嘗て言ひしを「どの如何なる意こころなるや」
 答 聖神せいじんの預言者等よげんしやらよ托たくして啓示けいしを與あへたるものなることを
 示すなり
 問 預言者よげんしやどの如何ある人々なりや
 答 神かみの啓示けいしを受けて未來あきこのことを預言よげんし聖せいき行ぎやうを爲なして
 人々ひとらを教へ導みちさし人々ひとらを云ふ夫等つまらの人々ひとらの中なかよて記録きこく
 を遺のこせし者と遺のこさしりし者ものあり記録きこくを遺のこせし者の例れい
 命いのち預言者よげんしやモイセイダビドイサイヤの如き者なり又
 記録きこくを遺のこさしりし者の例れい命いのち預言者よげんしやイリヤ及および其弟子
 のエリセイの如き者なり
 問 聖神せいじんよ捧たもぐる最もも大切たいせつなる祈禱いのちの何なりや
 答 天あまの王みかど戀こひる者もの云々いの祈禱いのちなり

正 效 要 理 問 答

(八十四)

問 聖神の如何なる姿にて聖像に象らるゝや

答 鳩の形にて象らる蓋イエス、ハリストスがイオルダンの河にて洗禮を受けし時其様なる姿にて顯れ給ひしに

因るなり

問 信經の第十ヶ條の如何又唱へらるゝや

答 我信す一の聖なる公なる使徒の教會を

問 此第十ヶ條の如何なることを言ひ顯のさるゝや

答 教會のことを言ひ顯のさる

問 教會の如何なるものありや

答 主イエス、ハリストスを信する人々の社會を云ふ

問 其様なる社會即ち教會の幾何なるや

答 唯一にして多くあるべきに非ず如何となれば教會の大

信

經

なる一の家族の如きものにして其主人の獨り主イエス、ハリストスのみなればなり

問 何故に教會の「聖なる教會」と名づけらるゝや

答 教會を組織する人々の皆主イエス、ハリストスの聖血

より依て聖められ又聖ならんとして益々進み行く故なり

問 何故に教會の「公なる教會」と名づけらるゝや

答 教會の凡ての時代と凡ての土地の人々より成立つもの

なればなり

問 何故に教會の「使徒の教會」と名づけらるゝや

答 教會の聖使徒等より受けたる教を堅く守り又聖使徒等

より立てられたる主教を以て治めらるゝに因るなり

問 聖使徒との誰なりや

(八十五)

正教要理問答

(八十六)

答、ハリス、ハリス、ハリスより救の道を諸國に傳ふるが爲に撰まれたる使徒等を云ふ初め是等の使徒等の十二人なりしが後、至り尙七十人此職に撰まれたり此人々の身分、服しき者まで大抵漁夫なりしが聖神の恩を受けて大なる教化者とあり多くの教の爲に殉じたり

問、信經の第十條の如何に唱へらるゝや

答、我認む一の洗禮以て罪の赦を得るを

問、此第十條の如何なることを言ひ願はるゝや

答、洗禮機密のことを言ひられたり然れども其他の機密のこととも含めるなり

問、機密の何なりや

答、神の恩寵神の能力が見えせして行はるゝ所の聖なる儀

信

經

式を云ふなり

問、機密の幾何あるや

答、七つあり即ち洗禮、傳膏、聖体、痛悔、神品、婚配、聖傳なり

問、我等の是等の機密を悉く受くべきものなるや

答、第一より第四までの機密の何人も皆受けざるべからず然れども其他の機密の唯だ教會にて必要と認むる者にのみ授けらるゝなり

問、洗禮の如何なる機密なりや

答、眞の神の教を信する者が父と子と聖神の名に依て三度水に浸され之に依て新らしき者と生れ變るなり

問、洗禮の時代父母を立つるの何の爲なりや

答、其代父母が神の前堅き約束を立て、洗禮を受けし者

(八十七)

正教要理問答

の信仰と品行を監督するが爲なり

問 洗禮を受けし者又白衣を着するの何の表ありや

答 洗禮を受けし者が罪より潔められし表を顯ゆすなり

問 洗禮を受けし者の頸に十字架を掛くるの何の爲なりや

答 十字架に釘られしハリストスを信するに依て救を得る

問 何を故に記憶せしむるが爲なり

答 何を故に記憶せしむるが爲なり

問 若し誰か一度正しく洗禮を受けたる時、決して再び洗

禮を受くべからざることを示すが爲なり

問 傳高機密とい如何なる機密なるや

答 洗禮を受けし者が聖神恩寵の印記と言ふの語を以て聖

信

を傳けられ之に依て善行に進むの恩寵を與へらるゝな

問 身体の如何なる部分に聖膏を傳けらるゝや

答 智識と思慮を聖するが爲に額と膏を傳け心情と願望

を聖にするが爲に胸と膏を傳け感覺を聖にするが爲に

耳目口と膏を傳け能力を聖するが爲に手及び足と膏

を傳けらるゝなり

問 聖膏と聖油とい如何なる區別あるや

答 聖膏は種々の發香草と香料より成立ち主教の祈禱と降

福に依て聖せられ聖油は只だ通常の木油より成立ち

司祭の祈禱と降福に依りて聖せらるゝものあり

問 聖體機密とい如何なる機密なりや

正教要理問答

(九十)

答 餅と葡萄酒の形の中にハリストスの眞の体と血を領け
 之は依てイ、ス、ハリストスと体合し永遠の生命と與
 かる者となるなり
 問 聖体機密を受けんとする者の如何に己を準備すべきや
 答 聖体機密を受けんとする者の先づ精進をなし聖堂及び
 自宅に於て専ら祈禱をなし諸ての人と和し後ら懺悔を
 なすべきなり
 問 我等の度を聖体機密を領くべきや
 答 少くとも一年の内一度は是非共領くべきなり然らされ
 ば眞實の正教信徒とい名づけられざるなり
 問 聖体機密の如何なる祈禱の禮儀を以て行はるゝや
 答 聖体禮儀の祈禱を以て行はる故に此祈禱の他の祈禱よ

信經

問 聖体禮儀の聖体機密を行ふの外他に何の大切なること
 も猶一層大切なるものなり
 答 主イ、ス、ハリストスの一代記を記憶することなり
 問 其記憶する事柄の何なりや
 答 至聖處より福音經を捧げて出づるの我等の主イ、ス、
 ハリストスが福音を宣傳ふるが爲にいで給ひしおとを
 記憶するなり又聖物を持て至聖處に進み詠隊が「我等度
 でヘルビム云々」の詠歌を爲すの我等の主イ、ス、ハリ
 ストスが我等を罪より救ふが爲に甘じて苦と死を受け
 給ひしことを記憶するなり又聖役者機密を行ひ聖体を
 領くるの我等の主イ、ス、ハリストスが其使徒等と共

(九十一)

正教要理問答

よ機密の晩餐を行ひしおとを記憶するなり又聖物を舉
 げて来よ示し補祭が神を畏るゝの心と信とを以て近づ
 き来れ」と呼ぶの死より復活し我等の主イ、ス、ハリ
 ストスが其使徒等よ現われ給ひしおとを記憶するなり
 終りに聖物を来に示し司祭高聲にて「今も何時も世々よ」
 と呼び而て聖物を實坐より祭臺に移す我等の主イ、
 ス、ハリストスが天よ昇り給ひしおとを記憶するなり
 問 痛悔機密とい如何なる機密なりや
 答 洗禮を受けし後罪を犯せし者が其罪を司祭の前よ陳
 べて神より其罪の赦を受くるなり
 問 痛悔機密を受けんとする者の如何なるおとを爲すべき
 や

(九十三)

信 經

答 自分の罪を思ひ出むて深く懺悔し今までの行ひを改め
 て清らかなる善き行を爲すの決心を爲すべきなり
 問 教會に痛悔する者の悪き習慣及び重き罪を徴らすの
 方法ありや
 答 補贖或の矯正の罰と名づくる方法あり即ち其者に罰則
 を命じて行を改めしむるなり例令の貪婪なる者よの施
 濟を命じ肉慾の激しき者よの斷食を命じ重き罪を犯せ
 し者よの聖體機密を許さざる等なり
 問 神品機密とい如何なる機密ありや
 答 正しく扱ばれたる者に主教の按手の禮を以て機密を行
 ひ信者を牧するの恩寵を與へらるゝなり
 問 神品職の階級の幾何ありや

(九十三)

正教要理問答

答三つあり即ち主教、司祭、補祭なり
 問此三つの職は如何なる區別あるや
 答補祭の機密を行ひ信者を牧することには於て司祭の補助を爲す然れども自ら機密を行ふこと能はず司祭の自ら機密を行ひ信者を牧す主教の機密を行ひ信者を牧するのみならず亦之を行ふの神品職を立つるの權をも有つなり
 問其他の神品職例令ハ總主教、府主教、大主教、司祭長等の矢張り神品職の特別なる階級なりや
 答是等の神品職の特別なる階級はあらず唯だ三つの神品職のうちは屬するものなり例令ハ總主教、府主教、大主教の職の矢張り主教の職に屬し掌院、司祭長の職の矢張り

信

經

司祭職に屬し、補祭長の矢張り補祭に屬するなり其外教會の低き職員例令ハ詠隊者、誦經者、堂役者等の神品職の階級に屬せざるものなり
 問婚配機密の如何なる機密なりや
 答新郎と新婦が自由の約束を爲せし後聖堂に於て神の前に夫婦の契りを結び一生の間互に睦ましく子を生子殖し之を神の誠に従て教育する爲に降福せらるゝなり
 問聖傳の機密とい如何ある機密なりや
 答祈禱を以て病める者、油を傳け、靈と体の病を癒すの恩賜を與へらるゝなり
 問信經の第十一條の如何又唱へらるゝや
 答『我望む死者の復活』

問 信經の第十一ヶ條に如何なることを言ひ顯さるゝや

答 死者の復生のあとを言ひ顯のさる

問 死者の復生とい何ぞや

答 死者の靈が以前の体と合して永遠に死せざる者となることなり

問 復活したる後の体の現在の体と同じきや

答 然らず我等が現在の体の不自由にして病あり死あれども復活したる後の体の自由にして病もなく死すること

もなきなり

問 死者の靈の復活の時まで如何なる有様にて在るや

答 義人の靈の豫め安息と福樂の境遇に在り罪人の靈の豫め苦痛と哀哭の境遇に在るなり

問 悔改し適へる果を結ばずして死したる人の運命を輕か

らしむる方法ありや

答 祈禱と施濟殊に彼等の爲に無血祭を献ずるあと等なり

問 信經の第十二ヶ條に如何に唱へらるゝや

答 『並に來世の生命をアミン』

問 此第十二ヶ條に如何なることを言ひ顯のさるゝや

答 公審判の後に來らんとする永遠の生命のあとを言ひ顯のさる

問 それに如何なる生命なりや

答 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 次は神の十誡とい何ぞや

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

問 義人の爲に最も喜ばしき福なる生命なり又罪人の爲に最も苦しき哀れなる生命なり

答神の十誠といふ左に述ぶる十箇條の誠命なり

(九十八)

十誠問答

十

誠

- 一 我の爾の主神なり我の外は何物をも神と爲す勿れ
- 二 偶像及び凡そ上の天ある者下の地ある者並に地の下の水の中にある者の何の形状をも造捏る勿れこれを拜む勿れ
- 三 爾の主神の名を妄し口を稱ふる勿れ
- 四 「スボタ」の日(安息日)を憶えて之を聖とすべし六日の間の勞きて爾が一切の業を爲すべし第七日の爾の主神の「スボタ」の日なり
- 五 爾の父母を敬ふべし福祥爾に臨みて地を長壽を得ん
- 六 人を殺す勿れ

(九十九)

七淫を行ふ勿れ

八偷盜する勿れ

九妄證する勿れ

十隣人の妻及び其僕婢牛驢等並ふ凡て爾の隣人の物を貪

る勿れ

問此十誠の誰が誰に授けられしものなりや

答此十誠のイヅライリの民がエギプトを遁れ出でハナ

アンの地は旅行せし時シナイ山に於て神よりモイセイ

に授けられしものなりや

問最初此十誠の何に記されしや

答二つの石板に記されたり而て一つの石板に初めの四

ヶ條が記され其中に神に對するの本分を命せられた

り又他の石板に外の六ヶ條が記され其中に人々對

するの本分を命せられたり

問十誠の第一ヶ條は如何に唱へらるゝや

答「我の爾の主神なり我の外は何物をも神と爲す勿れ」

問神に此誠を以て如何なることを禁じ給ふや

答神を認めて神を敬ふこと即ち神を信じ神を望み神を愛

し神の聖旨に従ひ神を祈り及び獨一の神を拜ひ外に他

の神を拜ひことを禁じ給ふ

問眞の神を認むるの最も善き便りの何なりや

答教書を讀むことなり

問我等の神の使及び諸聖人を如何様と尊むべきや

答我等が彼等を尊むの神に於けるが如くするは非ず唯だ

正教要理問答

我等より身も猶一屈神に近き者として尊み又我等の爲に神の恵を代り求むる者として祈るなり

問此誠を破るの罪は何なりや

答獨一の眞の神を拜せずして多くの邪なる神を拜み眞の教を傷けて偽なる教を立て(異端者)眞の教會を背き離れ(岐教者)卜筮呪咀を信じ神の行爲にあらざることを妄りに神の行爲なりと信じ神の誠を學ぶことを怠り神に依頼せずして却て人に依頼すること等なり

問十誠の第三ヶ條は如何に唱へらるや

答偶像及び凡そ上の天にある者下の地にある者並に地の下の水の中にある者の何の形状をも造捏る勿れこれを拜む勿れ

十

誠

問神は此誠を以て如何なるおとを禁じ給ふや

答偶像即ち虚妄なる神佛の像を拜むことを禁じ給ふ

問世の異教人等の如何なるものを神として拜むや

答天にあるものよては太陽月星の如きもの地にあるものよては禽獸草木の如きもの水中にあるものよては魚介

昆蟲の如きもの等なり

問聖像を拜むは此誠を破るものよ非ざるや

答此誠を破るものよ非ず如何となれば我等が聖像を拜む

は聖像其物を拜むに非ずして其中に畫かれたる神を拜

むが爲なればなり

問十誠の第三ヶ條は如何に唱へらるや

答爾の主神の名を妄りに口に稱ふる勿れ

正教要理問答

(百四)

問神の此誠を以て如何なるものと禁じ給ふや

答輕々しく神の名を呼ぶことを禁じ給ふ即ち談笑の時も神の名を呼び又の徒らに誓を爲し或の偽りて誓を爲す等なり

問然らば如何なる時神の名を稱ふべきや

答祈禱の時教話を爲す時誓を爲す時は稱ふべし且つ之を稱ふる時の畏と敬とを以てすべし

問十誠の第四ヶ條の如何に唱へらるゝや

答「スポタの日を憶へて之を聖とすべし六日の間の勞きて爾が一切の業を爲すべし第七日の爾の主神のスポタの日なり」

問神の此誠を以て如何なることを命じ給ふや

十

誠

答一週間の内六日の間の己の職業を營み第七日に職業

を休みて専ら心を神に向くことを命じ給ふ即ち其日の聖堂に詣りて祈禱を爲し家よりての教書を讀み又慈善の行ひを爲す等のことを命じ給ふ

問一週間の如何なる日を聖日と立てられしや

答舊約に於ては神が世界を造り終りて休み給ひしスポタの日を聖日と立てられしが新約に至りハリストス復活の日に給ひし時よりして其復活の日を「スポタ」の日と替へて聖日と立てられたり

問主の復活に給ひし日の外に聖日と立てられし日のなきや

答有り第一主の祭日例令は主降誕祭(一月六日)主洗禮祭(一

(百五)

月十八日)第二聖母の祭日例令ば聖母誕生祭(九月廿日)聖母福音祭(四月六日)第三諸聖人の祭日例令バ前驅約翰致命祭(九月十日)使徒の長坐彼得保羅記憶祭(七月十一日)等なり

問 其外如何なることを此誠のうちよ命せらるゝや

答 教會よて定められたる精進日を守ることを命せらる

問 教會よて如何なる精進日を定められしや

答 第一大精進と名けらるゝ四十日の精進なり此精進ハ我等の主イ、ス、ハリストスガ曠野ニ於て四十日の斷食

せられしことよ法りて立てられしものにて主の復活祭を迎ふるの備へを爲すがためなり

第二主の降誕祭前の精進即ち一名ヒリソンの精進と名づ

問 何れらぬものなるや(ホ下月廿七日即ち)聖使徒ヒリソンの記

念由より始まりて翌年一月六日の降誕祭まで續く)

第三聖母就眠祭前の精進なり(八月十五日より同月廿七日まで)

第四彼得保羅記憶祭の精進なり(至聖三者祭後一週間を

經て始まり七月十一日までに至る故に此精進の日數ハ

總て主の復活祭の都合よりて長短の相違あり)

右の外一日の精進或ハ單ニ精進日と名づけらるゝもの

あり即ち左の如し

第一舉榮聖架祭(九月六日)

第二前驅約翰致命祭(九月十日)

第三割禮祭(一月十三日)

第四各週間の水曜日金曜日

問何故水曜日金曜日の兩日は精進を爲すや

答水曜日於てするの我等の主イ、ス、ハリストスが惡

人の手は解され給ひしを記憶するが爲め又金曜日に於

てするの其苦と死とを記憶するが爲なり

問此誠を破るの罪は何なりや

答職業をも勉め盡して空しく懶惰放埒に日を送り聖日祭

日等又信徒たるの行を爲さず又精進をも守らざる等な

り

問十誠の第五ケ條の如何又唱へらるゝや

答爾の父母を敬ふべし福祥爾は臨みて地に長壽を得ん

問神の此誠を以て如何なることを命じ給へり

答己の父母を敬ふことを命じ給ふ

問父母を敬ふどの如何なる法となりや

答能く父母の命に従ひ常に孝養怠らず殊は病氣及び老後

より大切に世話を爲し且つ其靈の救へるゝことをも神

より祈るべきを云ふなり

問此誠の兩親を敬ふことの外は如何なるものを敬ふこと

を命じ給ふや

答或る場合に於て我等の父母を代表する所の人々を敬ふ

ことを命じ給ふ例令は國王牧師有司恩人年長者等なり

問右の人々のうち殊は誰を敬ふべきや

答國王なり如何となれり彼の萬民の父神の傳膏者なれば

なり故又使徒ペートルの神を畏れ王を敬ふべし(後附二

セ〇十と教へ又我等の主イ、ス、ハリス、ト、ス、ハ、ケ、サ、リ
の物のケサリと歸すべし」(六十二〇廿二)と宣へり

問 臣民たる者の國王に對して盡すべきの本分の何なりや

答 國王の命を服し國王の爲に祈り國王より立てられたる

百官有司の權に従ひ國法の諸税を正しく納め國家の爲

め勇みて軍役に服する等あり

問 國王に對する本分を破りて罪を犯す者の如何と見做さ

るや

答 斯る者の前に國王の前に罪を犯せしのみならず亦神の

前も罪を犯せし者なり如何となれば使徒パウルの言

「蓋し神より出ざる權なく凡そ有るところの權は神の立た

せし所なれば是故に權を悖ふ者の神の定む逆くなり」

正教要理問答

十

「三十三〇一五」云ふに依る

問 十誠の第六ヶ條の如何と唱へらるや

答 「人を殺す勿れ」

問 神の此誠を以て如何なることを禁じ給ふや

答 人を殺すこと即ち人の生命を害ふことを禁じ給ふ

問 法律に依て罪人を死刑に處し又戦争の時に敵を殺す

等の矢張り罪なりや

答 是等の罪にあらず如何となれば罪人を死刑に處するの

彼が行ふ處の悪業を絶たんが爲にして又戦争の時敵を

殺すの國王及び生國を敵の侵略より防ぎ護るが爲なれ

ばなり
問 其他此誠を以て如何なる罪を禁じ給ふや

正教要理問答

(百十二)

答種々の關係を以て殺人の罪と與みすること禁じ給ふ例令ば教唆を以て商議を以て幫助を以て同意を以て之を爲すふと及び其他總て他人の生命を害し傷ふことを禁じ給ふ例令ば憤怒を以て憎惡を以て喧嘩を以て爲す等の類なり又此誠よての語或の行を以て他人を不信に誘ふことをも禁じ給ふ是等の靈魂上の殺人と名づけらる

問此誠を守るの心得の何ありや

答何人の生命をも保護し總て他人に對し親切を爲すことなり

問十誠の第七ケ條の如何に唱へらるゝや
答淫を行ふ勿れ

十

問神の此誠を以て如何なるおとを禁じ給ふや

答邪淫即ち男女の間の不義を禁じ給ふ且つ總て邪淫の罪より導く所の悪き行爲をも亦禁じ給ふ例令ば暴飲暴食すること猥褻なる唄を歌ふこと風儀を害する書物を讀むこと等なり

問此誠を守るの心得の何ありや

答夫婦互に節操を守り又他人に對して貞潔なることなり

問十誠の第八ケ條の如何に唱へらるゝや
答偷盜する勿れ

問神の此誠を以て如何なることを禁じ給ふや
答偷盜すること即ち其方法の如何に拘はらず不正なる手段を以て他人の所有物を我所有と爲すおとを禁じ給ふ

(百十三)

正教要理問答

例令は竊盜すること強盜すること人を使役して其賃錢を拂ひさること又ハ賃錢を請取りて其業を果さるゝと詐偽を以て他人の財産を掠むること善き品物に代へて惡き品物を賣ること不正なる度量衡を用ひて不正直なる商賣を爲す等なり

問此誠を守るの心得ハ何なりや

答怠らず能く働き他人の財を貪らば慈悲深くして律義正直なるおとを命せらる

問十誠の第九ヶ條ハ如何ニ唱へらるゝや

答「妄證する勿れ」

問神ハ此誠を以て如何なることを禁じ給ふや

答偽りの證を立つるおと及び總て偽りを云ふおとを禁じ

十

誠

給ふ例令ハ裁判に於て偽りの證據を爲すこと讒言すること証ゆること讒ること惡さま吹聴すること嘲ること等なり

問誓を爲して爲りの證を立つるハ如何なる罪なりや

答是れ第九の誠と第三の誠を破る者として其罪最も重し

問此誠を守るの心得ハ何なりや

答常ニ義を言ひ「舌を禁へて惡を言はず唇を緘て詭譎を言ひざらんおとをせよ」(後三〇七)

問十誠の第十ヶ條ハ如何ニ唱へらるゝや

答隣人の妻及び其僕婢牛驢等並ニ凡て爾の隣人の物を貪る勿れ

問神ハ此誠を以て如何なることを禁じ給ふや

正教要理問答

答他人^{たにん}に對し唯だ惡きことを行ふことのみならず少しも
ても其心^{こころ}に惡きおとを行ひんとする思^{おも}と望^{のぞ}を起すこと
をも禁じ給ふ

問此誠を破るの罪の何なりや

答嫉妬^{あやま}姦淫^{かんいん}貪婪^{こんぱん}なり

問此誠を守るの心得^{こころえ}の何なりや

答我等の神の授け給ひし分限^{ぶんげん}を以て満足^{まんぞく}し又他人に對し
ての親切^{せんとく}を行ふべきおとなり

十誠は信經と同しく新舊の文にはあらず然れども信徳たる者は能く
之を心に記し此誠に照らして其行を矯正すべし若し一日中此誠を破
らざりし時は其恩を神に感謝すべし又此誠を破りし時は眞實其罪を
懺悔して以後再び之を破らざることを歎むべし

正教要理問答終

明治廿九年六月 六日印刷
同 年六月 九日發行

定價五錢 郵税一部ニ付貳錢

栃木縣下野國宇都宮池上町

松本 高太郎

翻譯者

東京市神田區駿河臺東紅梅町六番地

沼邊 愛之輔

發行者

東京麴町區麴町十丁目四番地

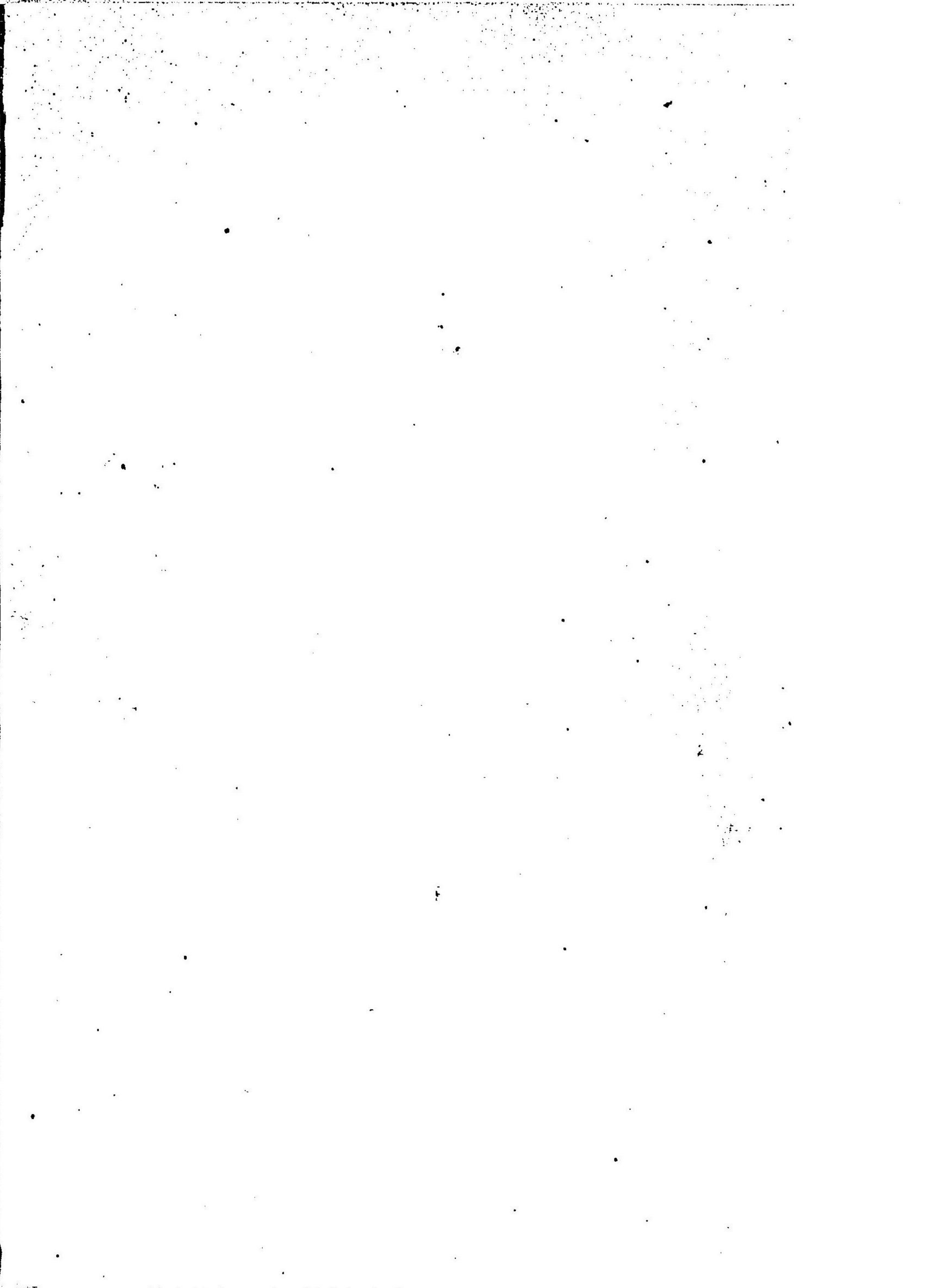
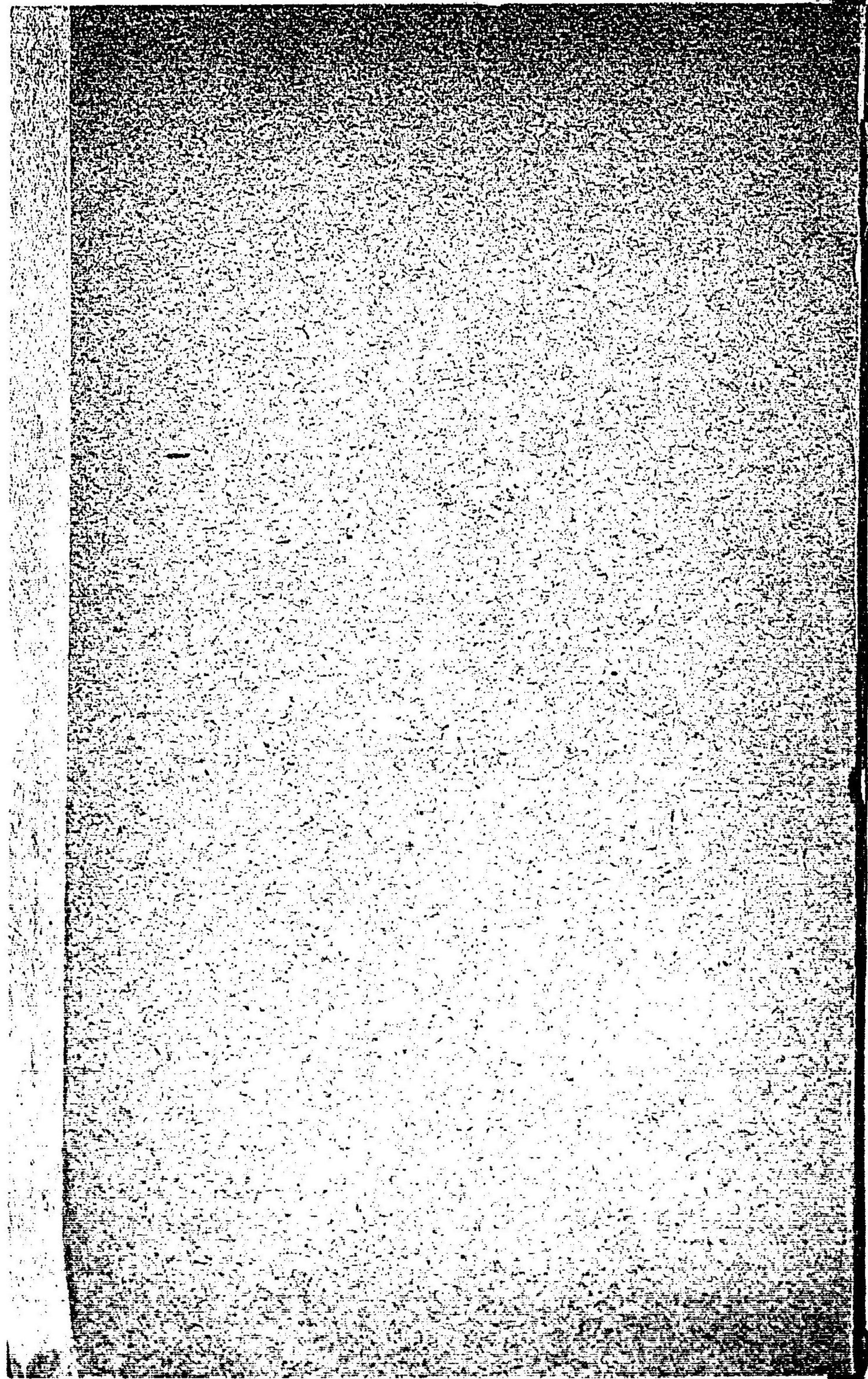
佐久間 金三郎

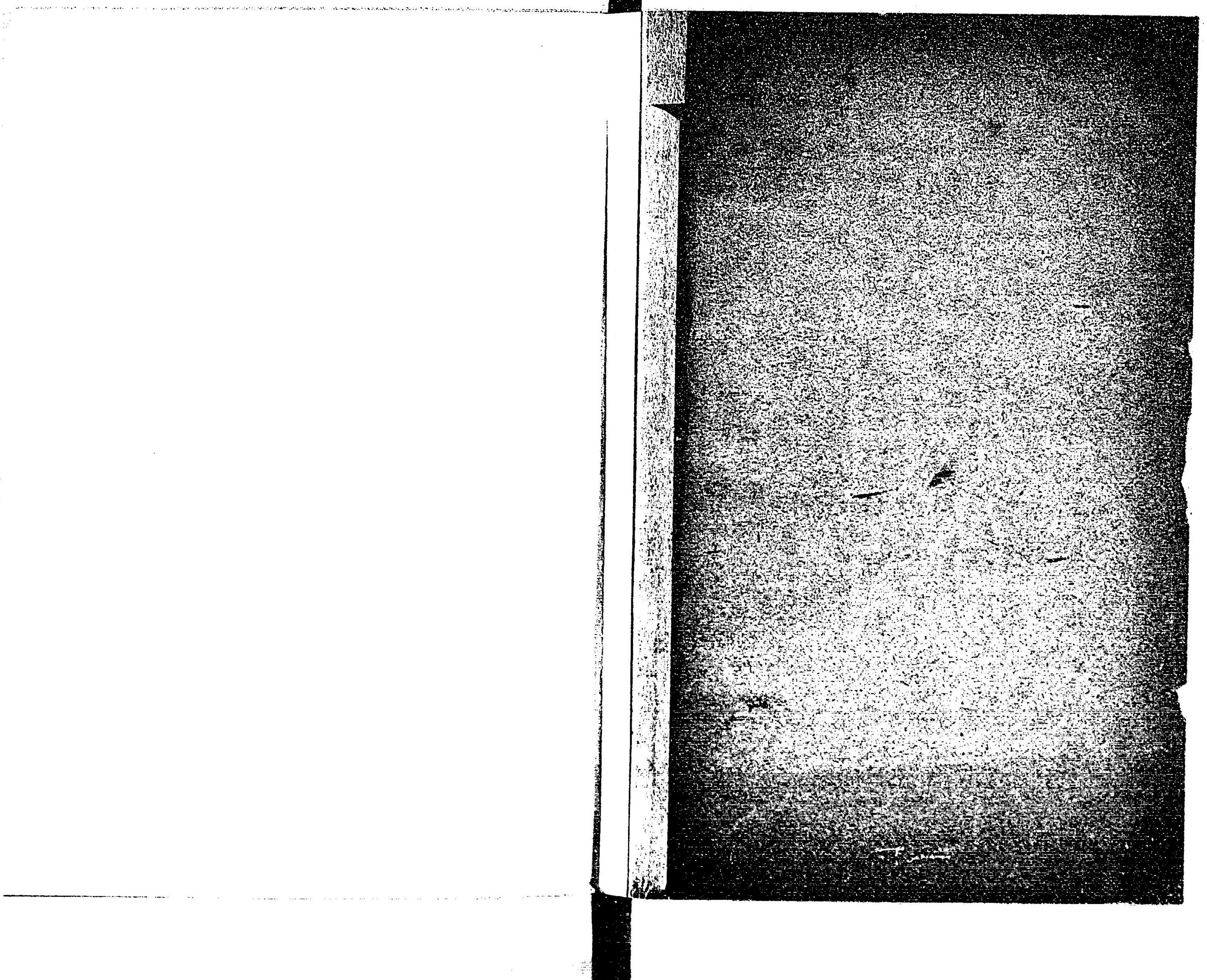
印刷者

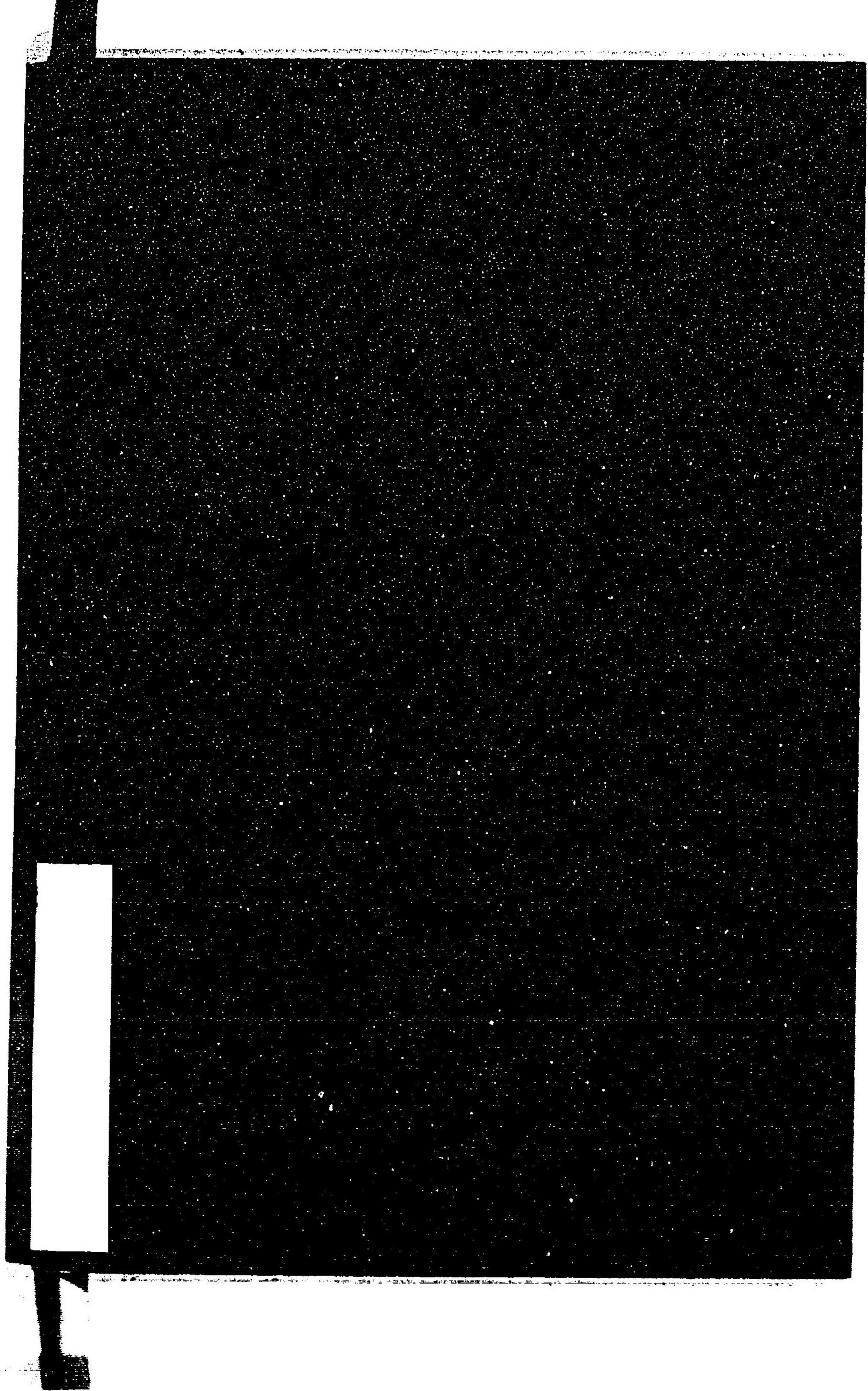
東京神田區駿河臺東紅梅町六番地

正教會 事務所

發賣所







特 18

102

正教要理問答

国立国会図書館

020891-000-0

特18-102

正教要理問答

松本 高太郎/訳

M29

ABI-0725

